

～未来へ躍動する創造都市 志布志～

志布志市の

予算と仕事

令和7年度版



志布志市公認キャラクター「志武士ししまる」

鹿児島県 志布志市

はじめに



令和7年度一般会計当初予算は、298億円となり、前年度の当初予算と比較して34億円、12.9%の増額となりました。

本市の財政状況は、ふるさと納税に係る寄附額の伸びは堅調であるものの、その先行きは不透明であり、国・県補助金負担金の廃止、縮減など、歳入の伸びは期待できない厳しい状況にあり、歳出削減等を進めて、財政健全化を図ることが喫緊の課題であります。したがって、「入るを量りて出ずるを制す」を念頭に、引き続き自主

財源の確保に努めるとともに、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の整理・統合・縮減の徹底と、継続して実施する事務事業についてもゼロから積み上げるなど、事業の優先度を見極め、より効果の高い事業に重点的に取り組むことができるようメリハリのある予算編成に努めました。

今後も市民が主役のまちづくりを基本に、誰一人取り残さないまちづくりを目指し、市民目線で市民の立場に立つという方針の下、顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理の4つの行政経営指針を基軸とし、多様化する市民ニーズへの対応と行政運営の効率化を図ってまいります。

この「志布志市の予算と仕事」は、市広報紙等では伝えきれない令和7年度に行う市の仕事のうち、主要なものを抜き出し、その仕事にかかる費用や具体的内容を分かりやすくお知らせするために作成したものです。

これからのまちづくりは、市民の皆様の活動や取組が大変重要になってまいります。これをお読みになって、市民の皆様いろいろな形で関心を持っていただき、そして積極的に市政に参画いただけることを願っています。

また、分からないところ、もっと詳しく説明してほしいところがありましたら、遠慮なく御連絡をいただきたいと思います。

この説明書により、市の事業について御理解いただくとともに、市の課題を発見して議論する一助として活用していただき、より良いまちづくりを進めるきっかけとなることを願っています。

令和7年4月

志布志市長 下 平 晴 行



目 次

はじめに	1
令和7年度施政方針	3
令和7年度予算規模	5
組織機構図	8
○ 総務課	9
○ 財務課	12
○ 総合政策課	14
○ コミュニティ推進課	23
○ みなと振興課	26
○ シティセールス課	30
○ 税務課	35
○ 市民環境課	36
○ 福祉課・福祉事務所	41
○ 健康長寿課	46
○ こども子育て課	59
○ 農政畜産課	66
○ 耕地林務課	73
○ 建設課	81
○ 会計課	88
○ 議会事務局	89
○ 教育総務課・給食センター	91
○ 学校教育課	93
○ 生涯学習課	95
○ 図書館	103
○ 選挙管理委員会事務局	104
○ 監査委員事務局	105
○ 農業委員会事務局	106
○ 水道課	109
○ 地方消費税交付金について	111

施 政 方 針

(令和7年第1回志布志市議会定例会で示した施政方針の原文の一部を抜粋し、志布志市の予算と仕事用の表現に変えて掲載しています。)

第2次総合振興計画後期基本計画の計画期間は残り2年度となり、後期基本計画の着実な推進による目標人口の確保、中でも転出者数が転入者数を上回っている社会減への対策を当初予算の柱とした上で、若者の地域定着支援、結婚・子育て支援、魅力的で安心して暮らせるまち、変革による地域課題の解決、の4つの視点を持ち市民の皆様の幸福度を高める環境を整えることに意識して施策を構築したところ、一般会計予算の総額は、298億円となり、令和6年度当初予算と比較し34億円、12.9パーセントの増、過去最大の予算規模となったところです。

歳入では、市税は国のデフレ脱却のための経済対策として実施された定額減税の終了に伴い1億2千5百万円の増額を見込み、地方交付税については令和6年度と同額を見込み、市債は22億2千2百万円としました。

歳出では、まちづくりへの投資となる普通建設事業費を87%増の47億3千5百万円とし、市債残高については令和7年度末で192億7千7百万円を見込んでいます。

今後の財政運営については、歳入面では市町村合併に対する財政措置である合併特例債が令和7年度に終了するのに加え、国・県補助負担金の廃止、縮減など、増加が期待できない状況です。一方歳出面では、人件費や扶助費など義務的な経費の増に加え、令和5年度からは庁舎整備事業基金への積立を開始しており、更に厳しい財政運営が続くことが予想されます。

なお、高度経済成長期に集中して建築された公共施設等の老朽化により、大規模改修、修繕等に多額の費用が見込まれますが、公共施設マネジメントの推進体制を整備することで対応してまいります。

引き続き「入るを量りて出ずるを制す（歳入の範囲内での予算編成）」を基本方針として、事務事業優先度評価により事業の整理・統合・縮減を徹底し、所期の目的を達成した事業の廃止や、継続事業につきましてもゼロから予算を積み上げるなど、職員一人一人が徹底したコスト意識の下、国・県等の補助制度等の活用による財源確保に最大限の努力を払いつつ、持続可能な財政基盤を構築するため、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

本市の魅力を更に高め、多くの方に「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」と思ってもらい、目標人口の確保や市民の皆様の幸福度を高めていくため、全庁一丸となって取り組み、持続可能な市政運営を構築してまいります。

今後も引き続き、市民の皆様と共にまちづくりに取り組み、人口減少や物価高騰が続くこの難局を乗り越え、将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するためにも、市議会議員各位、そして、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

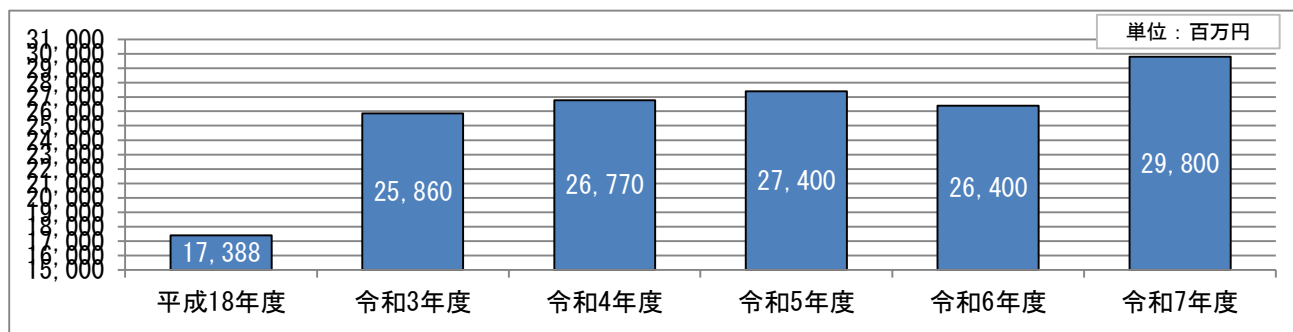
令和7年度各会計予算規模

(単位：千円, %)

区 分		令和6年度予算	令和7年度予算	比 較	伸 率
一 般 会 計 予 算		26,400,000	29,800,000	3,400,000	12.9
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	4,245,706	4,591,164	345,458	8.1
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算	514,407	522,217	7,810	1.5
	介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	4,014,864	3,997,692	△ 17,172	△ 0.4
	国 民 宿 舎 特 別 会 計 予 算	80,691	130,884	50,193	62.2
	工 業 団 地 整 備 事 業 特 別 会 計 予 算	582,102	697,410	115,308	19.8
水 道 事 業 会 計 予 算		976,397	952,455	△ 23,942	△ 2.5
農業集落排水事業会計予算 (令和5年度から公営企業会計適用)		480,647	459,827	△ 20,820	△ 4.3
合 計		37,294,814	41,151,649	3,856,835	10.3

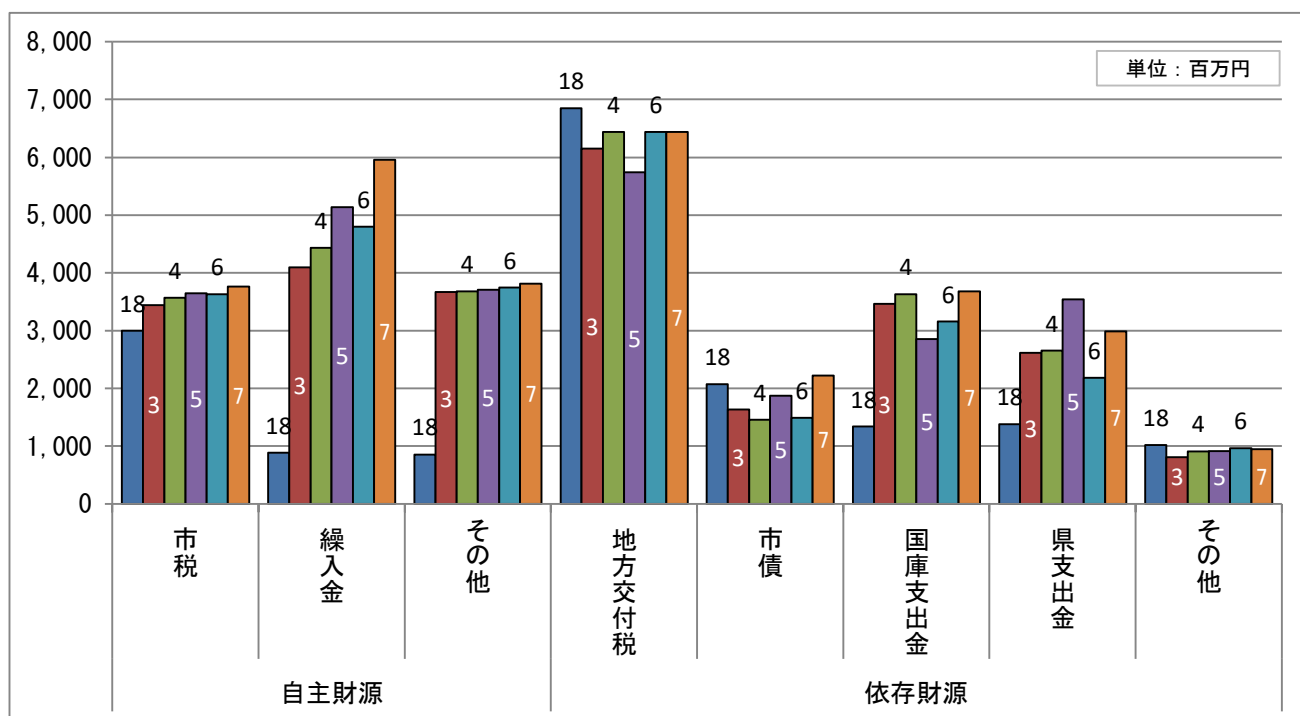
※ 下水道管理特別会計は令和4年度をもって廃止し、令和5年度から農業集落排水事業会計となりました。

一般会計当初予算合併後の推移（令和3年度～令和7年度）

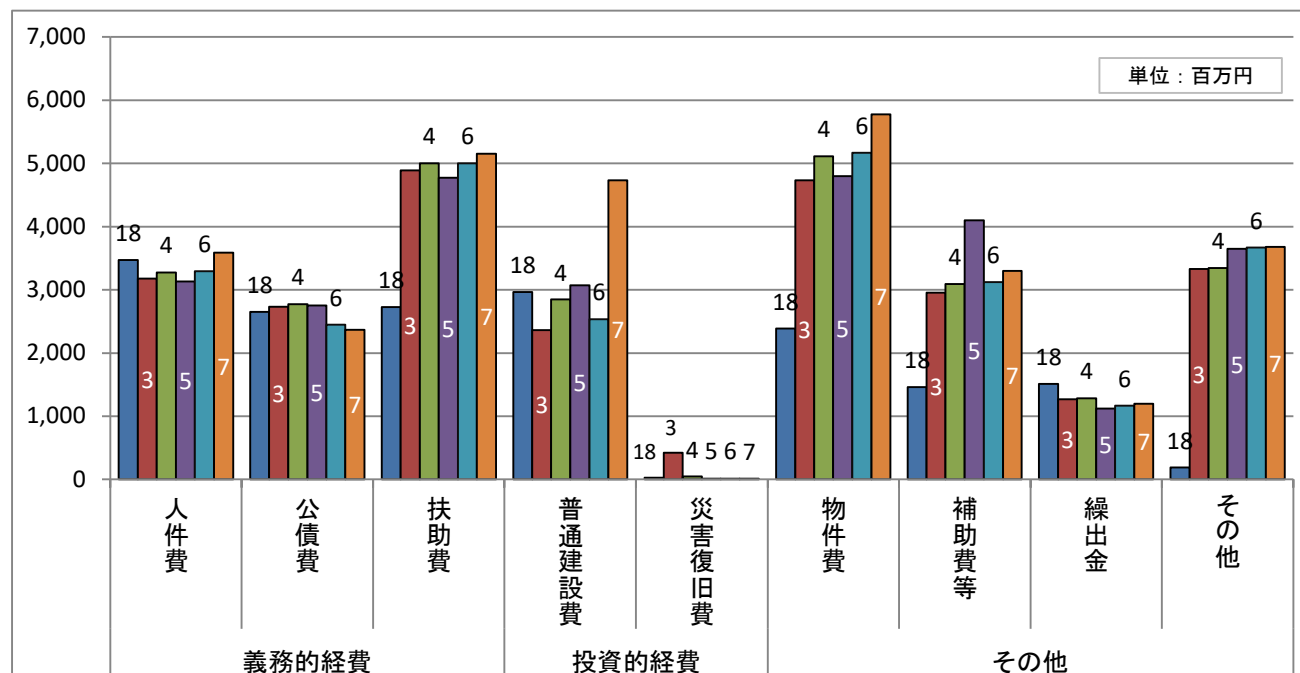


自主財源比率	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	26.1	43.3	43.6	45.6	46.1	45.4

<歳入>



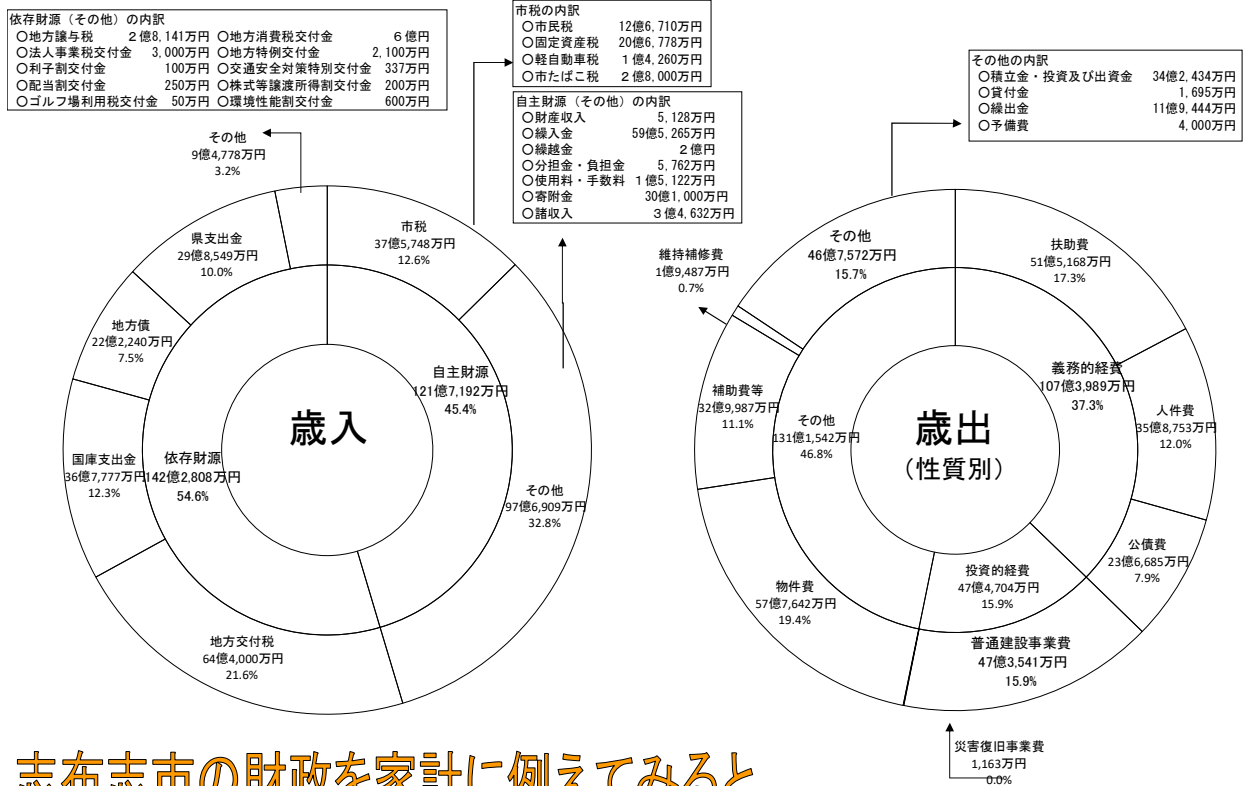
<歳出>



令和7年度 志布志市一般会計予算 298億円

令和7年度一般会計予算は、298億円となりました。

前年度の実質的な当初予算と比較しますと34億円、12.9%の増額となりました。



志布志市の財政を家計に例えてみると...

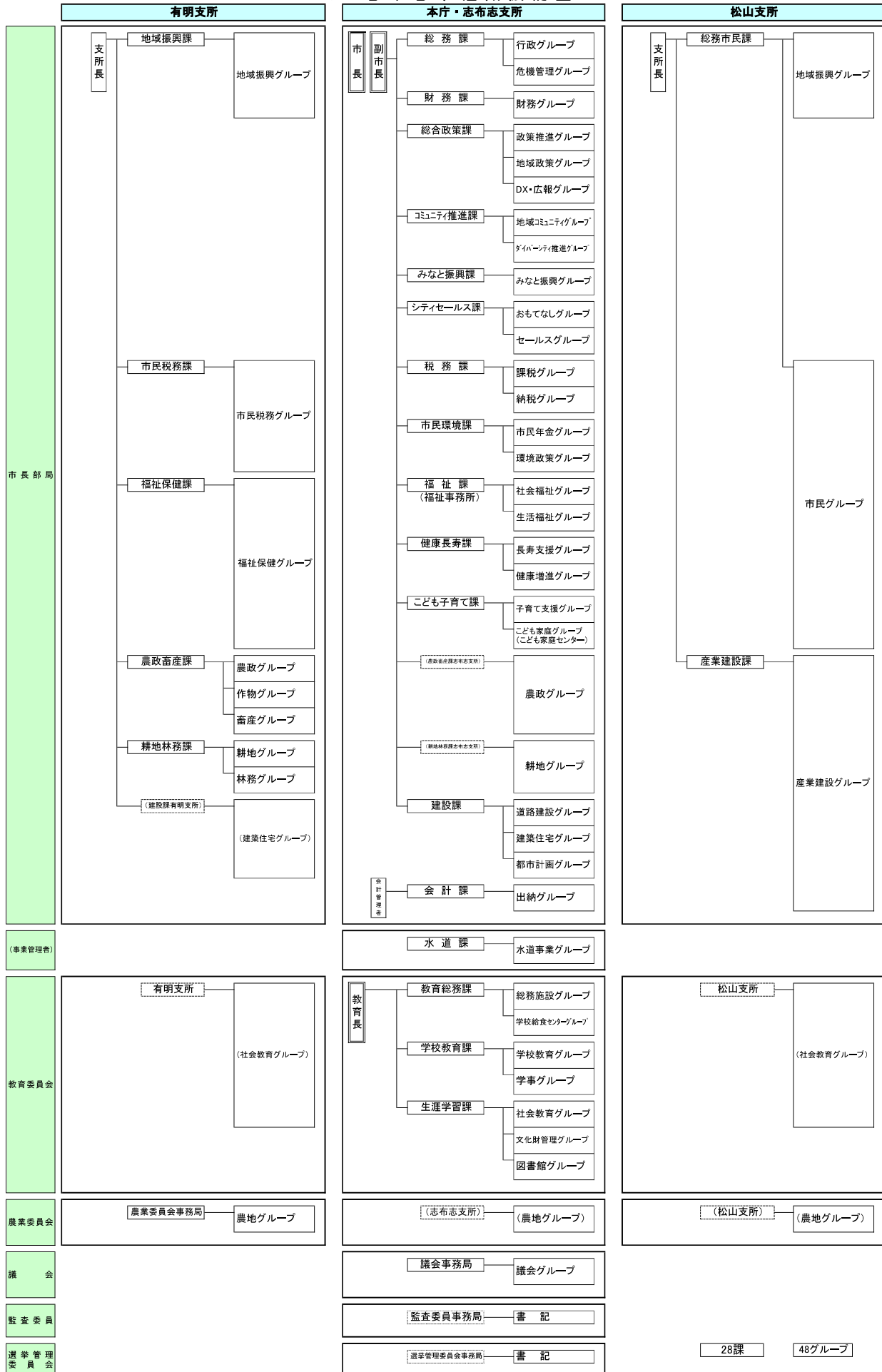
収入		支出	
令和7年度一般会計予算額 298億円	家計に置き換えた場合 (月額) 44万円	令和7年度一般会計予算額 298億円	家計に置き換えた場合 (月額) 44万円
市税	37億5,748万円	人件費	35億8,753万円
地方交付税	64億4,000万円	物件費	57億7,642万円
地方譲与税 ほか	39億5,778万円	補助費等	32億9,987万円
使用料・手数料	1億5,122万円		18万7千円 42.4%
分担金及び負担金	5,762万円	扶助費	51億5,168万円
財産収入	5,128万円		7万6千円 17.3%
諸収入	3,463万円	繰入金	11億9,444万円
国庫支出金	36億7,777万円		1万7千円 4.0%
県支出金	29億8,549万円	公債費	23億6,685万円
地方債	22億2,240万円		3万5千円 7.9%
繰入金	59億6,265万円	普通建設事業費	47億3,541万円
繰越金	2億円	災害復旧事業費	1,163万円
		維持補修費	1億9,487万円
		積立金・投資及び出資金	34億2,434万円
		貸付金	1,695万円
		予備費	4,000万円
			5万1千円 11.7%

※金額はそれぞれ四捨五入しており、合計とは合致しない場合があります。

借金(公債費)の状況は？

	公債費残高	人口	国民、市民一人当たりの借金
国	1,323兆7,155億円 (令和6年3月末現在)	1億2,340万人 (令和7年4月1日現在、概算値)	約1,073万円
市	192億7,798万1千円 (令和7年3月末現在)	2万8,385人 (令和7年4月1日現在)	約68万円

R7 志布志市組織機構図



志布志庁舎 472-1111（内線 402・403・404・405・406・410）
（内線 407・408・409）

有明庁舎 474-1111（内線 214）

松山庁舎 487-2111（内線 213）

○行政グループ

【主な仕事】

- 職員の定数及び配置に関すること
- 職員の身分、服務及び研修に関すること
- 職員の給与及び福利厚生に関すること
- 市長、副市長の行動予定に関すること
- 市の式典及び庁内の会議（庁議、課長会等）に関すること
- 市政の公聴に関すること
- 市民の陳情及び要望に関すること
- 議会の招集及び議案に関すること
- 条例、規則等の制定、改廃及び審査に関すること
- 文書の受発、審査、管理及び使送に関すること
- 情報公開及び個人情報保護に関すること
- 行政相談に関すること
- 事務や事業の見直しに関すること
- 組織の見直しに関すること
- 指定管理者制度に関すること

【事業内容】

1 職員研修費

336万円

地方公務員としての知識・技能等を習得させることを目的に、職員の鹿児島県への研修派遣、各種研修会に参加する経費及び研修会を実施する経費として旅費、委託料及び負担金を予算計上しています。

2 ふれあい移動市長室

市の運営方針を市民の皆様に直接伝えるとともに、地域の課題や問題点、行政に対する意見・要望など率直な御提言をいただき市政に反映させるため、希望する団体を対象に「ふれあい移動市長室」を開催します。

また、ふれあい移動市長室に限らず、地域や団体のイベントや会合があれば、こちらから出向いて皆様の声を伺います。市民の皆様に市役所や市長室を身近に感じていただくことと併せて、市政への提言やアイデアをお聞かせください。

3 市長へのたより、ご意見箱

市政に対する市民の皆様の御意見・御提案を直接寄せていただき、市政に反映させるため、「市長へのたより」、「御意見箱」を市役所各支所の窓口（計3か所）に備えていますので御利用ください。

4 志布志市例規類集の編集 366万円

志布志市例規類集は、市の条例、規則等が登載されており、職員が業務のために使用するほか、市のホームページからどなたでも御覧できるようになっています。

5 自治会使送便 240万円

行政機関からの文書を自治会加入世帯へ配布（月2回）しています。

6 行政改革推進費 65万円

効果的な事務や組織の在り方について、関係課との連携を取りながら検討を行い、事務の効率化や市民サービスの向上を目指します。

7 会議録作成システム運用事業 106万円

A I を用いた音声データの文字化（テキスト化）を行うシステムを活用することにより、庁内の会議等の会議録作成事務の効率化を図り、職員の対応をより市民へと振り向け、市民サービスの向上に繋がるよう取り組みを進めます。

○危機管理グループ

【主な仕事】

- 防災に関すること
- 国民保護に関すること
- 危機管理に関すること
- 消防に関すること
- 自衛官募集に関すること
- 交通安全対策及び交通災害共済に関すること
- 防犯に関すること



【事業内容】

1 災害対策費 3,419万円

地域防災計画の見直しや、防災に関する各計画の作成・更新、各種防災訓練の実施など、防災・減災を推進します。また、避難所用の非常用発電機を整備するとともに災害用備蓄品の整備にも取り組みます。また、災害発生時における避難所の状況や、道路の被災状況が確認できる「災救マップ」を導入し、避難の際に役立つ情報の発信に努めるほか、地域防災の担い手育成のため、防災士の資格取得に要する経費の一部を助成します。このほか、豪雨などにより宅地内に流入した土砂撤去等に要する費用の一部支援などに取り組みます。

2 常備消防費 4億3,415万円

常備消防（大隅曾於地区消防組合）の装備・活動に対する負担金です。

3 非常備消防費

9, 476万円

災害発生時に消防署・消防団が一体となって市民の身体、生命、財産を守るため、また、災害に備え、消防団員の訓練や研修による資質向上、予防活動、資機材・水利の点検などを行います。



4 消防施設費

1億3,099万円

消防団の防火活動用防火衣40着、小型動力ポンプ1台及び耐震性貯水槽（40t）2基を整備し、火災発生時の消火活動の充実を図るほか、災害発生時の情報伝達手段の一つである防災行政無線の維持管理を行います。

5 自衛官募集事務費

7万円

自衛官募集に関する広報活動及び家族会や後援会の支援活動を行います。

6 交通安全対策費

1,270万円

交通安全運動期間中を中心に立哨活動やパレードを行い、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、道路反射鏡（カーブミラー）、ガードレール等の設置を行い、安全・安心のまちづくりに努めます。

また、高齢運転者の交通事故防止を図るため、運転免許証の自主返納者に対して2万円を交付します。

このほか、鹿児島県市町村総合事務組合が行う交通災害共済事業への市民の加入手続き、見舞金の請求事務を行います。

(1) 高齢者運転免許証自主返納推進事業

ア 対象となる方

志布志市内に居住する65歳以上の方で、運転免許証を自主返納された方

イ 交付金額

2万円（1回限り）

7 防犯街灯補助金

531万円

(1) 防犯街灯管理補助

自治会等で維持管理している防犯街灯の維持管理費の一部を自治会等に対して助成します。（1基当たり年間1,000円）

(2) 防犯街灯設置補助

自治会等が新たに防犯街灯を新設、増設、修繕、更新（LED等）する事業費の1/2以内を、自治会等に対して助成します。

志布志庁舎 472-1111（内線 424・425・430）
有明庁舎 474-1111（内線 211）
松山庁舎 487-2111（内線 323）

○財務グループ

【主な仕事】

- 財政計画の策定及び調整に関すること
- 予算の編成に関すること
- 財政状況の公表等に関すること
- 公有財産の総括管理に関すること
- 普通財産の取得、管理、運用及び処分に関すること
- 公用自動車の管理に関すること
- 工事請負、業務委託、物品購入等の入札の執行及び契約に関すること
- 入札等参加資格申請の受付及び登録等に関すること

【事業内容】

- 1 水道事業会計補助金 5, 015 万円
水道事業の企業債に係る元利償還金等の一部を一般会計から補助することにより、公営企業会計の健全化を保持し、経営基盤の強化を図ります。
- 2 農業集落排水事業会計補助金及び出資金 1 億 7, 948 万円
農業集落排水事業の維持管理費及び企業債に係る元利償還金等の一部を一般会計から繰り出すことにより、公営企業会計の健全化を保持し、経営基盤の強化を図ります。
- 3 庁舎整備事業基金造成事業 2 億円
将来的に必要となる市庁舎の新設、増築、改築及び大規模改修に要する財源確保を目的に基金造成を行います。
- 4 公債費 23 億 5, 936 万円
市有公共施設、道路改良、土地基盤整備、消防施設整備等の各事業を実施するために、財政融資資金、旧郵政公社資金、民間資金等からの長期借入を行っています。公債費は、これらの市債を返済する元金と利子です。
本年度は、元金 22 億 6,051 万円、利子 9,885 万円を返済する予定です。
- 5 各庁舎管理費 1 億 6, 149 万円
本庁や支所の庁舎管理に伴う経費で、主なものでは光熱水費、電話使用料、警備業務委託及び機器保守業務委託等があります。
今年度は、志布志庁舎 2 階空調機整備工事や有明庁舎の空調設備改修工事設計、松山庁舎の LED 照明を整備します。

6 財産管理費

3,176万円

庁舎敷地内の植木剪定及び病虫害駆除、普通財産（土地）の草払い作業並びに公共施設マネジメントに不可欠である固定資産台帳システムの管理に要する経費です。なお、不用となった財産は所有せず、年次的に処分を行っています。

7 車両管理費

3,024万円

本庁財務課、松山支所総務市民課及び有明支所地域振興課が管理する公用車 51 台(本庁 25 台、松山支所 10 台、有明支所 16 台)の維持管理費です。

主な内容は、任意保険料、マイクロバス運転業務委託料、高速道路や駐車場等の使用料、車検や法定点検等の経費です。

今年度は、普通乗用車を 1 台購入します。



8 契約事務経費

240万円

入札・契約事務の管理経費及び県と県内市町村共同による電子入札システムの構築・運営に伴う負担金です。



○政策推進グループ

【主な仕事】

本市の最上位計画である第2次志布志市総合振興計画や第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）における重要施策について、各課をまたぐ施策や事業化に向けた調整など主要施策の推進に取り組みます。

さらに、民間事業者との連携を目指した民間事業者等提案制度に基づく事務やSDGsの推進、企業版ふるさと納税にも積極的に取り組みます。

【第2次志布志市総合振興計画の概要】

1 まちづくりの基本理念

第2次志布志市総合振興計画は、「“志”あふれるまち」を基本理念とし、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念をもっています。



本市の最上位計画であるこの計画は、長期計画の「基本構想」（平成29年度から令和8年度までの10年間）と、中期計画の「基本計画」（前期、後期各5年間）から成り立っています。令和4年度からは、前期基本計画の進捗や新たな課題等を踏まえて策定された後期基本計画（令和4年度から令和8年度まで）に基づいて、まちづくりに取り組んでいます。

2 将来都市像

本市の財産である「ひと・まち・みなと・ふるさと」それぞれの素晴らしさが共生し、明日への夢と希望が膨らむ未来を創造し躍動するまちを目指すため、第2次志布志市総合振興計画における将来都市像を「**未来へ躍動する創造都市志布志～さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して～**」と定めています。

3 まちづくりの基本目標

将来都市像を実現するため、次の7つのまちづくりの方針に基づき、具体的な施策や事業を実施します。

- (1) 〈都市基盤〉「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち
- (2) 〈生活環境〉自然や風土と共生する安心で豊かなまち
- (3) 〈産業経済〉大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち
- (4) 〈保健・医療・福祉〉生き生きと笑顔で暮らせるまち
- (5) 〈教育・文化〉心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち
- (6) 〈コミュニティ〉人と地域が輝く共生・協働・自立のまち
- (7) 〈行財政〉市民とともに歩む「ムダ」のない経営

【事業内容】

1 広域行政

志布志市の発展のためには、大隅半島や都城圏域など、広い地域での発展を推進することも欠かすことができません。そのため、関係する市町と相互に連携を取り協力し合いながら、産業や道路の整備を推進します。

具体的には次のような会の中で、話し合いを行い、国や県に要望活動を行います。

(1) 大隅総合開発期成会

大隅半島の4市5町で大隅地域の一体的開発を推進します。

(2) 定住自立圏構想

鹿屋市や都城市と協定を結び、医療、観光、産業、教育・文化等の振興について、連携して取り組みます。

2 企業版ふるさと納税推進事業

345万円

企業版ふるさと納税とは、市が行う地方創生プロジェクトに対して企業が寄附をした場合に、寄附金額の最大9割の法人関係税が軽減される制度です。

この制度を活用して、本市が進める地方創生関連事業の情報を発信し、賛同を得た企業より本市への寄附を募り、地方創生の実現を図ります。

3 企業等との連携の推進

民間事業者等提案制度に基づく企業や学校等からの提案を募集し、民間活力の導入により、地域の活性化や市民サービスの向上を図ります。

4 SDGs チャレンジ補助金事業

50万円

市内の団体、民間事業者等が行うSDGsの達成に資する活動を支援することにより、地域の魅力向上や課題解決を図るために、補助金を交付します。

5 地域力創造アドバイザー活用等業務委託事業

560万円

本市の地域資源の活用に向けて総務省の所管する地域人材ネットの中から実績の高い地域力創造アドバイザーを活用することで、地域活性化の取組に関する指導や助言を受けながら地域が一体となって地域力の向上に取組み、新たな交流人口や関係人口の創出、移住定住、地域経済の循環につなげます。

6 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画市民意識調査

264万円

第2次総合振興計画の施策について市民満足を把握し、第3次総合振興計画の基礎資料するため市民意識調査を実施します。

7 志布志市まちひとしごと創生人口ビジョン改定事業

220万円

第3次志布志市総合振興計画及び地方版総合戦略の基礎資料とするため、志布志市の人口の現状を分析し、人口の将来展望を整理した「人口ビジョン」を改訂します。



8 多世代交流施設整備事業

6億8,238万円

市役所志布志庁舎前にある空きビルを活用し、屋内遊具やコミュニティスペース、コワーキングスペースなどを整備し、子育て世代を中心に多くの世代が交わり、新たな交流が生まれる施設として令和8年度中の運営開始を目指して整備します。

○地域政策グループ

【主な仕事】

路線バス、JR、チョイソコしぶしなどの公共交通に関することや移住定着に係る事業、地域少子化対策重点推進事業、市内高等学校の支援、志布志の夏そば事業などに取り組みます。

また、各種統計情報について、市民の皆様の御協力をいただき調査を進めます。

【事業内容】

1 公共交通事業

(1) 公共交通（バス路線）対策

3,732万円

人口減少やバス運転手の不足、路線バスの利用者が著しく減少していることから、路線維持が困難となっています。市民の皆様の利便性を確保するために、バスの運行を維持する補助金を交付します。

(2) バス通学等支援事業

836万円

高等学校に公共交通機関を利用して通学する市内居住の生徒及び志布志高等学校に在籍する市外居住の生徒の保護者に対し、定期等の購入に係る費用の一部を補助金として交付します。

(3) 志布志市地域公共交通活性化協議会

2,417万円

市民の生活に必要な地域の移動ニーズに対応するとともに、持続可能な旅客輸送サービスを確保するために、地域の実情にあった地域公共交通の実現に向けた協議等を行います。

また、本協議会が主体となって事前予約型乗合い送迎サービス（会員登録制）チョイソコしぶしの運行事業を行います。

(4) JR日南線利用促進事業

94万円

JR日南線の沿線市である宮崎市、日南市、串間市、志布志市等で

JR日南線利用連絡促進協議会を構成し、運賃助成など様々な利用促進策等を実施します。



2 定住交流事業

(1) 若者・子育て世帯移住支援事業 1, 350 万円

若者・子育て世帯の引越し費用等の移住に係る経済的負担を軽減し、本市への移住の促進を図るため、補助金を交付します。(39歳以下の1世帯20万円(18歳未満の子ども1人につき5万円加算))

(2) 定住支援事業 1億2,400万円

これまでの移住者に加え、新たに、既に本市に居住している者の住宅取得を支援し、人口の流出を防ぐとともに、本市への定着を図るため、補助金を交付します。

補助基本額	+	地元業者加算 (新築のみ)	若者加算 (39歳以下)	子ども加算(18歳未満の 子ども1人当たり)
30万円		30万円	50万円	20万円

(3) 東京圏移住支援事業 360万円

本市への移住・定住の促進と中小企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から本市へ移住して就業等や起業をされた方に対し、移住に係る経済的負担の軽減のため、補助金を交付します。(2人以上の世帯100万円(18歳未満一人につき100万円加算)、単身60万円)

(4) 奨学金返還支援事業 2,448万円

人口流出・若者の移住定着の対策として、奨学金を借りて進学した若者の奨学金返還を支援することにより、UIターンを促進し、本市への定着を図るため、市が定める要件を満たす者が、高校、大学等を卒業後、市内に居住し、就業する場合に、前年度の奨学金返還金の全部又は一部を補助金(上限額24万円)として交付します。

(5) 移住・交流支援業務委託事業 2,433万円

志布志市移住・交流支援センター「エスプラネード」において、移住や交流につながる相談対応や情報発信、体験ツアー、空き家バンクなどを行います。

また、コワーキングスペース(コミュニティスペース)なども活用しながら、関係人口や移住者、地域住民の交流やマッチングを図ります。



志布志市移住・交流支援センター
エスプラネード



委託項目	業務内容
相談支援業務	仕事・住まい・子育て・地域活動など移住希望者に対する相談支援を行います。コワーキングスペース（コミュニティスペース）の利活用を図ります。
移住・交流セミナー等の実施運営	都市部やオンラインで移住セミナーを開催します。都市部の住民を対象に本市の魅力を発信し、移住希望者を掘り起こします。
お試し移住体験プログラムの実施	本市での実際の暮らしや仕事のイメージを持ってもらうため、移住体験プログラムを組み立て、「お試し移住体験ツアー」を実施します。
移住関連情報等の収集・発信	移住に関する専用ホームページやメールマガジン、SNS等で定期的に移住・交流情報を発信します。また、リーフレットやフリーペーパーの作成、おすすめFMネットワークでの情報発信も行います。
空き家バンク業務	空き家バンクへの登録、利用に関する相談の受付やホームページによる登録物件の周知など、空き家バンクの運営・管理を行います。
婚活支援	婚活に取り組む若者の支援として、結婚相談窓口を設置、運営します。
若者交流支援	若者の交流支援として、交流の場の提供やイベント等を実施します。
地域おこし協力隊	地域おこし協力隊が実施するミッション活動を支援し、確実な定着を目指します。

(6) 空き家バンク登録促進事業

1,200万円

空き家バンクへの登録を促進し、移住希望者等へ空き家物件の情報提供の充実を図るため、空き家バンクに登録した空き家に限り、リフォームや家財処分に要する費用の一部を補助金として交付します。

区分	補助率	上限額
リフォーム支援	事業費の2分の1	50万円
家財処分		10万円

(7) 定住促進住宅用地整備事業

34万円

地域の活性化及び若者の市外からの移住並びに市内の定住を促進するため、新橋地区（1区画）及び尾野見地区（1区画）の定住促進住宅用分譲用地販売を積極的に進めます。

(8) 地域おこし協力隊員起業・事業継承支援事業

200万円

地域おこし協力隊員の任期終了後に、市内で起業や事業継承を支援すること、隊員の定住促進及び地域活性化を図ります。



定住イベントでの活動



活動報告会の様子

3 地域少子化対策重点推進事業

(1) 結婚新生活支援事業

700万円

経済的理由により結婚に踏み出せない若年層の婚姻に伴う新生活スタートアップに係る費用を支援し、少子化対策の推進を図るため、夫婦又はパートナーの双方が39歳以下の場合は、1世帯当たり30万円（夫婦又はパートナーの双方が29歳以下の場合は、60万円）を上限に補助金を交付します。

(2) 出会いサポート応援セミナー事業

120万円

婚活セミナー等を開催し、結婚を希望する若者の出会いをサポートします。

4 市内高等学校支援事業

192万円

志布志高等学校、尚志館高等学校の生徒が英語検定、漢字検定、数学検定に合格した場合に、検定受検費の補助を行うとともに、学校の魅力化を高める取組を支援します。

5 志布志の夏そば事業

189万円

夏の観光資源としての普及に取り組んでいる「志布志の夏そば」の生産性向上のため、志布志市そば生産組合に補助金を交付します。

6 統計調査の実施

1,557万円

(1) 国勢調査

令和7年10月1日現在で実施します。

大正9年から続く、国内に住んでいる全ての人と世帯を対象とした5年に一度の国の最も重要な統計調査です。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられています。



(2) その他の調査

令和7年度においては、経済センサス基礎調査（乙調査）、人口移動調査、教育統計調査（学校基本調査）を実施します。

国が実施する統計調査は、国、県及び市町村の各種施策の基礎資料として利用されるだけでなく、民間企業や研究機関などで経営や研究等の基礎データとしても利用されます。

記入に際しては調査の必要性を御理解いただき、御協力をお願いします。



ODX・広報グループ

【主な仕事】

日々進歩する情報通信技術（ICT）環境の中で、行政事務の効率化や安全・安心な市民サービスにつながる情報通信システムを運用し、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性の向上及びデジタル化の恩恵を享受できる環境を構築します。

また、広報紙「市報しぶし」の発行やホームページの管理、行政告知放送に関する管理・運営など、多様な媒体での情報発信を行い、市民に分かりやすい行政情報を提供します。

【事業内容】

1 情報発信事業

市民にわかりやすい行政情報を提供するため、広報紙、ホームページ等多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。

(1) 「市報しぶし」の発行

1,061万円

市の施策やイベント、行事等の市政情報や街の話題を掲載している「市報しぶし」を毎月1回発行します。自治会加入世帯に配布するほか、公共施設、商業施設、各店舗等に設置します。過去の「市報しぶし」は、市ホームページからご覧になれます。



(2) 行政告知放送の活用

283万円

各世帯に設置された行政告知放送端末を活用して、市政情報やイベントのお知らせ等の情報発信を行います。放送時間は、午前6時45分と午後6時45分の2回です。なお、校区・自治会の単位で放送することができます。

(3) ホームページの活用

232万円

市のホームページに、市政情報やイベント、行事等の情報をより分かりやすく、スピーディに発信します。市民の皆様が知りたい行政手続やイベント、

行事等の情報を得られるよう、本年度は、ホームページ上のPDFファイルを多言語化できるツールの導入を行います。また、台風、豪雨などの災害時には、市民の皆様に対して避難に関する情報等を迅速に伝達できるよう取り組みます。

(4) その他の関連事業 1, 482万円

上記のほか、行政告知放送端末の設置（216万円）や維持管理（566万円）、コミュニティFMの活用（132万円）、行政放送番組の制作（568万円）等に取り組みます。

2 デジタル化推進事業

デジタル技術を活用して、行政サービスの利便性の向上及び業務の効率化を図ります。

(1) 自治体システムの標準化・共通化 1億4,364万円

デジタル庁が進める自治体情報システムの標準化・共通化に向けシステム開発業者及び関係課と連携し、令和7年10月に移行を行います。

(2) RPAの利活用推進 713万円

職員がパソコンで日常的に行っている作業を自動化するRPA（Robotic Process Automation）を拡充させ、業務の効率化を進めます。

(3) デジタルデバйд（情報格差）の解消 111万円

地域におけるデジタル人材の育成を図る講座やデジタル機器に関する相談所を開催するとともに、苦手と感じる方でもデジタル化の恩恵を享受できるよう取り組みます。また、鹿児島大学と連携し初心者向けのスマホ教室を開催します。

(4) 市公式LINE等利活用推進 225万円

本市の認知度の向上と市民の利便性の向上を図るため、SNS（LINE、Facebook等）を活用し、本市の魅力や市民生活に役立つ情報を戦略的かつ、効果的に発信します。特にLINEについては、オンラインサービスの充実を図るためのツールとして活用を図ります。



【志布志市公式LINE】
ぜひおともだちになってください。

(5) 地域活性化起業人制度の活用 690万円

地域の活性化と地域課題の解決に向け市と一体的に取り組む人材を確保するため、国の地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れます。



(6) デジタル人材の育成 198万円

デジタル技術を活用した市民サービスの向上と内部事務の効率化の取組をより推進するため、若手職員の政策立案能力及び情報リテラシーの向上を図り、デジタル人材の育成に取り組みます。

3 情報管理事業

(1) 電算システムの管理・整備 2億8,245万円

電算機器、ソフトウェア等の保守管理及び電算システム、ネットワーク等の更新を実施します。

(2) 情報通信基盤の維持・管理 1,417万円

地域情報通信整備事業により整備した通信設備の維持管理、条例公民館等公共施設における公衆無線LANの整備や地理情報システムの維持管理を行います。

(3) 庁内情報セキュリティの推進

庁内のセキュリティ運用指針に基づき、各種セキュリティ対策の実施や、人的セキュリティ向上のための啓発活動に取り組みます。

○地域コミュニティグループ

【事業内容】

1 自治会への助成

地域住民の連携によるコミュニティ意識の高揚及び自主的で健全な自治会活動を促進するため、次のような補助金を自治会に交付しています。

(1) 自治会運営費助成金 3, 298 万円

自治会の運営に対して助成します。世帯割 1 世帯当たり 3,000 円と加入世帯数による加算割（例：11～30 世帯 15,000 円）を合計します。

(2) 自治会提案型活性化助成金 3, 100 万円

共生・協働のまちづくり及び地域活性化を図る目的で、自治会の活動に対して助成します。総会等の話し合い活動を行った場合に基本額として 1 世帯当たり 1,000 円と、定められた活動等を行った場合にメニュー割分として世帯の規模別の合計額が助成されます。



各地域サロンの様子

(3) 集会施設等整備に対する補助金 350 万円

集会施設等を整備しようとする自治会に補助金を交付します。寄附金等を除く経費の総額が 15 万円以上で、国、県又は市が定める他の補助金の交付を受けていない集会施設等の修繕等の整備に限ります。補助金の額は、経費の 40% 以内の額とし、補助限度額は 320 万円です。集会施設等を整備しようとする自治会は、前もって御相談ください。

(4) 自治会統合推進事業補助金 170 万円

2 つ以上の自治会が統合した場合、補助金を交付します。補助の対象及び補助金の額は次のとおりで、統合後の自治会に対して交付します。

■（1 年目）

補助の対象	区分	補助の基準	補助金額
統合した新自治会	自治会数割	統合後 50 世帯未満	(統合前の自治会数 - 1) × 10 万円
		統合後 50 世帯以上	(統合前の自治会数 - 1) × 20 万円
	世帯数割	新自治会の世帯数	世帯数 × 2,000 円（上限 30 万円）

■（2 年目・3 年目）自治会数割額を交付します。

2 共生・協働・自立推進事業 130 万円

NPO や地域づくり団体等の市民団体、自治会等が地域の課題解決に向け、自主的・継続的に取り組む公益的な事業に対して補助金を交付します。

(1) 市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業

補助対象経費の全額を助成します。(助成限度額 50 万円)

(2) 共生・協働・自立の市民活動支援事業

補助対象経費のうち、1 回目は 2 / 3、2 回目は 1 / 2、3 回目は 1 / 3 を助成します。(助成限度額 5 ～ 10 万円)

3 やっちくむらおこし事業

4 5 万円

豊かで住みよい地域づくりを目指して、市民と行政が一体となって地域活性事業に取り組みます。

この目的達成のために、行動隊としてやっちく会(大隅の國やっちく松山藩)が設置され、市民と行政との協働による人づくり(武者修理事業等)、イベント(秋の陣まつり、桜植樹等)、やっちく瓦版発行事業等を実施しています。

なお、事務は松山支所総務市民課で行っています。

4 地域コミュニティ協議会活動促進事業

4, 6 7 0 万円

共生・協働による地域づくりを実践するため、校区公民館を軸に地域の多様な主体が連携した「地域コミュニティ協議会」の活動の促進のために補助金を交付します。

(1) 地域コミュニティ協議会創生支援事業

協議会が、自らの創生期に、地域まちづくり計画に基づき実施する自主財源確保の検討、地域課題解決の試行に係る経費を助成します。

(2) 地域コミュニティ協議会活動促進事業

協議会が、地域まちづくり計画に基づく地域の将来像を達成するための、自主的かつ協働による活動の促進を支援します。

(3) 地域魅力UP応援事業

協議会が、地域の特性や資源を活かした地域の魅力アップとなる新規事業、又は地域の課題解決が図られ、自立的・持続的な地域の活性化及び共助力向上に寄与する事業を支援します。



道の駅松山にオープンした
しんば志おじゃんせ広場

○ダイバーシティ推進グループ

【事業内容】

1 ダイバーシティ推進事業

1 0 9 万円

全ての人が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成を目指します。

また、女性活躍や多様な性、多文化共生など多様性を認め合う社会づくりに向けて、市民、事業者、行政が一体となって施策の実現に取り組みます。

- ・ 出前講座やセミナーの開催、市報や市ホームページ等による啓発活動
- ・ ひとがともに輝くまちづくり審議会や女性活躍推進会議の開催による施策の推進
- ・ 女性の社会参画推進事業（地域女性活躍推進事業）
- ・ 外国人住民の暮らし支援（日本語学習の機会提供など）

(1) 第4次ひとがともに輝くまちづくりプランの基本目標

- ・ 全ての人が多様性を認め合い、性別にかかわらず平等な社会参画の意識が浸透した社会づくり
- ・ 全ての人が個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍できる社会づくり
- ・ 全ての人が安全に、安心して暮らすことができる社会づくり



高校生と事業所の交流会



女性活躍推進セミナー

2 デジタル化推進事業

225万円

多言語通訳システム、多言語翻訳ディスプレイを導入し、在留外国人等に対して、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る適切な情報提供及び相談を多言語で行う行政サービスを実現し、在留外国人が住みやすい環境整備を図り、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。





○みなと振興グループ

【主な仕事】

- 港湾の利便性向上や利用促進、流通促進に関すること
- 港湾に関する情報収集及び発信に関すること
- 企業誘致、企業立地の推進に関すること
- 立地している企業の支援に関すること
- 工業団地の整備・分譲・運営に関すること
- 水産業の振興に関すること

【事業内容】

1 港湾振興費

(1) ポートセールス活動事業

666万円

志布志港は、大阪南港との間を毎日就航している「フェリーさんふらわあ」、各主要都市との間（東京・大阪・名古屋・沖縄等）を結ぶ「マルエーフェリー」を中心に行われる内貿貨物と、「新若浜地区国際コンテナターミナル」で、台湾・韓国・中国・神戸港等との間に週9便就航しているコンテナ貨物、「国際バルク戦略港湾」の対象品目である穀物など、配合飼料の原料を輸入している外貿バルク貨物や原木（丸太）などを取り扱っています。

原木の2023年輸出取扱数量は約38万m³と全国シェアの約3割を占めるなど好調な取扱いであり、2010年以降、14年連続で全国第1位となっています。

志布志市と鹿児島県は、志布志港の更なる利用促進を図るため、それぞれで協議会を設立し、「新若浜地区国際コンテナターミナル」の利用促進を中心に、連携して荷主・船会社等を訪問し、志布志港の機能や特徴など継続的にPR活動することで、志布志港の航路充実や取扱貨物量の増加による志布志港の発展を目指します。

① ポートセールス活動に係る旅費

86万円

② 志布志港ポートセールス推進協議会負担金

150万円

③ 志布志港湾振興協議会への負担金

430万円



志布志港外港地区にて船積み予定の原木



新若浜地区国際コンテナターミナル



(2) 志布志港関連団体等への負担金等 164万円

志布志港の整備促進及び利用促進、並びに志布志市の貿易促進を図るため、各種団体へ負担金を支出しています。

＜主なもの＞

- | | |
|-----------------------|-------|
| ① 鹿児島県貿易協会 | 30万円 |
| ② 日本貿易振興機構鹿児島貿易情報センター | 108万円 |
| ③ その他、港湾・貿易団体 | 26万円 |

(3) さんふらわあ志布志航路利用促進事業 2,139万円

志布志港の全体取扱貨物量の約5割を占め、志布志市と関西地域を結ぶ海の大動脈である「フェリーさんふらわあ」の利用促進を図るため、志布志市及び鹿児島県がそれぞれ協議会を設置し、旅客や乗用車利用の増加対策に取り組んでいます。

フェリーさんふらわあのPR活動やイベントをはじめ、フェリーさんふらわあを利用する10人以上の団体や市内中高校の修学旅行への助成等に取り組んでいます。今年度も更なる旅客等の利用促進にも取り組んでいきます。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① さんふらわあ志布志航路利用促進協議会補助金 | 1,403万円 |
| ② 鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会負担金 | 736万円 |

(4) 輸出促進支援・志布志港PR活動事業 2,250万円

市内の事業所等が、海外へ輸出するための取組み（海外見本市への出展、海外市場の視察、海外商談会への参加、オンライン商談時のサンプル輸送等）に係る経費の一部を助成しています。

また、国内外で開催される商談会や展示会等へ参加し、市内事業者の支援と併せて志布志港の物流サービスや助成制度のPRを行い、国内外の事業者等に対して志布志港の認知度を高め、更なる志布志港の利用促進に取り組めます。

(5) 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業 6,336万円

志布志港を利用するコンテナで輸出入を行う貨物の荷主、ターミナル内の冷凍・冷蔵電源施設の使用料に対し助成金を交付し、新若浜地区国際コンテナターミナルの更なる利用促進を図ります。

新若浜地区国際コンテナターミナルは、年間約12万TEU（TEU：20フィートコンテナ1個分）の蔵置能力を有しており、令和5年のコンテナ取扱量は約10.1万TEUとなり、平成30年に10万TEUを超えて以降、好調な取扱量となっています。

今年度も官民一体となりポートセールス並びに利用促進に取り組んでいきます。

(6) 市民が親しむ港づくり推進事業

1, 000万円

東の玄関口である志布志港を市民に身近に感じてもらうとともに、観光客等へのイメージアップ等を図るため、旅客船ふ頭（通称：観光船バース）の緑地や志布志港内の道路等の景観維持に努めています。

2 港湾建設費（港湾改修事業負担金）

2億8, 060万円

志布志港は、昭和44年に重要港湾の指定を受け、国、県により整備が進められています。

南九州地域の配合飼料原料輸送コスト削減と安定的で安価な飼料の供給体制が構築されることを目的に「国際バルク戦略港湾」の整備が着実に進んでいます。また、多目的上屋の改修（冷凍・冷蔵機能の追加等）など、農林水産物・食品の輸出拠点を目指すべく、官民一体となって取り組みを進めます。



志布志港の全景

3 企業立地促進補助事業

8, 177万円

市内に企業の事業所や工場等が建設されると、働く場が増えるとともに、市の税収増加につながるだけでなく、まち全体も活性化することになります。

そのため、本市では、市が定めた条件を満たす事業所や工場等の新設又は増設をした企業に対し、補助金の交付や固定資産税の一部免除（直接事業に要する新設又は増設部分のみ。当初3年間）を行うなど、立地企業への事業の拡大に対する支援をしています。

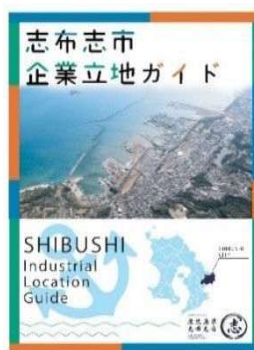
4 企業立地推進事業

505万円

本市への企業立地の積極的な推進とともに、立地企業及び地場産業からの問合せに対し、迅速かつ丁寧な情報提供を心掛けており、新たな雇用・就労の場を確保し、産業振興と雇用機会の拡大に向けて取り組んでいます。

＜具体的な内容＞

- (1) 企業からの立地相談窓口
- (2) 企業立地懇話会の実施
（東京、大阪等）
- (3) 市内外企業訪問
- (4) 市内異業種懇話会の開催
- (5) 市長のトップセールス
- (6) 企業誘致パンフレットの制作
- (7) 情報収集に関する業務委託
- (8) 市内遊休物件等の調査と紹介



5 市臨海工業団地整備事業

6 億 9, 7 4 1 万円

志布志都市計画にて準工業地域に位置付けられている志布志港新若浜地区の後背地において、現在整備中の国際バルク戦略港湾関連事業、東九州自動車道、都城志布志道路とも連携し、物流アクセス面でも優位となる臨海工業団地の開発を行っています。また、今後より一層の企業の進出機会創出の為、インターチェンジ付近に工業団地を整備していく予定としています。

本事業並びに関連事業の推進により、社会基盤の強化とともに地元雇用の拡大を図ります。



市臨海工業団地分譲状況

6 水産振興事業

2 3 1 万円

市の海産物の魅力を発信するとともに漁魚用燃油の価格高騰により経営が逼迫している漁業者等を緊急的に支援し、その経営安定を図ります。

また、水産生物とのふれあい、学習の場として稚魚の放流を実施するとともに、魚食普及を目的とした「魚屋さんの料理教室」を実施します。



7 漁港建設事業

6, 0 0 0 万円

水産基盤機能保全事業により夏井漁港の防波堤を整備し、夏井漁協の保全を図ります。





志布志庁舎 472-1111（内線 350～360、370）
松山庁舎 487-2111（内線 323）

〇おもてなしグループ

【主な仕事】

- 観光の開発振興に関する事
- イベントに関する事
- 国民宿舎に関する事
- 観光施設等の管理に関する事
- 商店街の振興に関する事

【事業内容】

1 魅力ある観光地づくり事業

125万円

体験型観光の造成や

「shibushi ぽっぽマルシェ」等の
イベントを開催することで、
賑わいづくりを行います。



2 イベント運営事業

2,047万円

本市の伝統のお祭りである「志布志お釈迦まつり」をはじめ、特色あるイベントを開催することで観光客を誘致するとともに、地域活性化を推進します。

3 国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業

1億1,764万円

市の指定管理施設である国民宿舎ボルベリアダグリの大小様々な改修や景観整備を行い、宿泊者や日常で利用される市民の方々のサービスの維持・向上を図ります。

4 総合観光案内事業

563万円

本市を訪れるお客様に「再び訪れたいまち」と印象付けられるよう、JR志布志駅舎内に設置されている総合観光案内所の運営や観光ガイドの育成及び活動を目的とした助成金を交付します。

5 指定管理委託事業

2,238万円

本市の観光拠点施設となるダグリ岬遊園地や海水浴場、蓬の郷（ふれあい交流センター以外の施設）、多目的イベント広場の管理運営を指定管理者に委託することにより、多くの観光客誘致や市民の憩いの場の確保を図ります。

6 観光施設整備事業

5,977万円

施設の経年劣化等により修繕等が必要な観光施設を整備し、施設の円滑な運営とおいでいただく観光客や市民の方々へのサービスの維持及び向上を図ります。



7 オラレ志布志事業 1, 383万円

競艇場外発売場「オラレ志布志」の事業による収入金の中から、サポートしぶしアピア2階施設を賃借し、売上向上のための啓発普及活動費に充てています。また、児童及び生徒への防犯グッズの購入や商工会の活動に対する支援事業に役立っています。

8 観光人流調査事業 500万円

ICTを活用した人流調査を実施し、より細やかな観光客の動きや趣向を把握することで、観光消費の地域循環を構築する基礎とします。

9 ダグリ岬公園周辺等整備事業 1, 307万円

ダグリ岬ベイサイドパーク構想の下、ダグリ岬の魅力向上を図り景観を生かした観光地とするため、ダグリ岬周辺の環境整備を行います。

○セールスグループ

【主な仕事】

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ■ 商工業及び鉱業の振興に関すること | ■ 金融に関すること |
| ■ 消費者安全の確保に関すること | ■ 計量に関すること |
| ■ 商工業及び鉱業に係る公害に関すること | ■ 起業家の支援に関すること |
| ■ 商工団体に関すること | ■ 観光諸団体に関すること |
| ■ 物産振興に関すること | ■ ふるさと納税に関すること |
| ■ 寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付に関すること | |

【事業内容】

1 プレミアム商品券（デジタル商品券）発行事業 7, 192万円

プレミアム率20%を付与したデジタル商品券（一部は従来の紙の商品券）を発行することにより、市内消費者に消費喚起を促し、今なお物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援を行います。また、デジタル商品券を導入することで、商品券の販売から換金に至るまでの事務処理に伴う業務負荷の軽減や効率化を図ります。

2 商工業キャッシュレス導入推進事業 2, 341万円

本市の商品券発行事業において、デジタル化を図ることで事務処理の業務負荷の軽減や効率化及び経費削減につながることから、キャッシュレスに取り組んだ世帯又は市民に対して割増金を上乘せし、キャッシュレス導入の推進を図ります。



3 志布志市商工会への補助金

(1) 志布志市商工会活動費補助事業

950万円

商工業の発展、地域住民の福祉のためのまちづくりの原動力となるよう積極的な活動推進と商工業各部会活動を積極的に実施し、会員相互の連帯を深め商工業者の総合的活性化を図ります。

(2) 販路拡大支援事業

300万円

市内商工業者が市外物産展や商談会へ参加するための費用の一部を助成し、市内製品の販路拡大とPRが図られるよう支援します。

4 消費生活相談事業

70万円

消費生活相談員を配置し、消費者から商品やサービス等の購入・契約により発生する苦情相談等の問題解決のため、専門的・公正な見地から消費者を支援します。また、各種消費者啓発の活動を行います。

5 志布志市商工業支援制度事業

2,500万円

(1) 商工業開業支援事業

1,300万円

商工業起業家及び既経営者の新たな事業の開業を支援することで、新たな商品の販売やサービスの提供が増え、本市の産業振興及び地域活性化につながります。

(2) 商工業資金利子補給金交付事業

300万円

経済対策の一環として、志布志市商工会に加盟している商工業者で制度資金等を利用した方に、1年間に支払った融資利率1%の利子相当額以内を利子補給金として交付します。

(3) 新型コロナ貸付利子補給金交付事業

400万円

コロナ禍で融資を受けたゼロゼロ融資の返済が始まる中で、利子負担を軽減し事業継続を支援します。

(4) チャレンジ補助金交付事業

400万円

市内商工業者の売上向上に資する新商品・新サービスの提供や事業再構築などの新たな取り組みを支援します。

(5) バリアフリー店舗改修助成事業

100万円

障がい者や高齢者等への合理的配慮提供のため改修を行う事業所に対して助成を行います。

6 住み良か地域づくり支援事業

100万円

地域の暮らしを支えるために最低限必要となる商業機能を確保するために、店舗や事務所等において、その地域で不足する必要な品物やサービスを新たに提供する事業者等を支援します。

7 スポーツ合宿誘致促進事業

991万円

行政と民間が一体となった誘致活動や支援活動並びに合宿等誘致奨励金を交付することにより、更なるスポーツ合宿や大会の誘致を促進させ、本市への観光誘客を図ります。



8 観光特産品協会運営事業

4,340万円

本市の観光振興及び特産品振興に関する事業を推進するため、市から様々な事業を委託する一般社団法人志布志市観光特産品協会の運営費の一部を助成します。

9 東京駐在所運営事業

2,231万円

一般社団法人志布志市観光特産品協会を通じ運営を行っている志布志市東京駐在所を活用し、本市ふるさと納税や観光特産品のPRを行うことで関係人口の増加を図り、更なる本市特産品の販路拡大や観光誘客に取り組めます。

10 特産品振興事業

3,149万円

一般社団法人志布志市観光特産品協会に本市特産品の販売所「港湾通り」の運営を委託します。また、魅力的で安全安心な特産品の開発に取り組むことで本市特産品のブランド力の向上やイメージアップにつなげ、国内外に向けた本市特産品の販路開拓や販売促進を図ります。

11 特産品販売力向上事業

8,514万円

インターネット上における本市特産品の企画開発、商品サイトのページ作成等に係る取材・撮影等、効果的なコンテンツ制作に取り組むことで販売力の向上を図り本市特産品の販路拡大につなげます。

12 シティセールス事業

4,733万円

全国でも有数の魅力ある特産品を有する本市の特性を生かしたイメージアップ事業と志布志ファン創出事業に取り組むことで、「志布志ファンサイト」への誘客を促し、かつ、効率的な顧客管理と運用により外部からの人材・物財・資金・情報と呼び込み、本市経済の活性化を図ります。



13 ふるさと納税推進事業

18億4,322万円

本市特産品の魅力を生かしたふるさと納税寄附を推奨することにより、安定的な財源の確保に取り組むとともに、本市の認知度向上や特産品の振興に繋がっていきます。また、本市へ寄附していただいた多くの方々と継続的な関係を築くシティセールスの基盤として位置づけ、事業の推進を図っていきます。

14 寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請受付事業 5,862万円

ふるさと納税寄附者に対し、寄附金受領証明書の発行を行い、ワンストップ特例申請希望者の申請受理及び寄附控除代理申請を行います。

●寄附金の受入状況 41,964,856,963円（令和7年3月末現在速報値）

市への直接寄附分			かごしま応援寄附金分配分
年度	件数	寄附額（円）	寄附額（円）
6	232,427	5,190,500,000	—
5	313,224	6,765,194,141	—
4	272,323	6,219,600,100	—
3	237,917	5,297,675,000	—
2	217,136	5,113,193,811	—
1	154,020	4,024,375,937	—
30	164,295	3,270,820,112	—
29	153,221	3,039,999,838	—
28	99,269	2,253,398,287	223,169
27	34,338	750,268,619	300,984
26	57	5,134,000	271,507
25	53	7,090,000	284,511
24	60	8,662,000	255,659
23	37	6,250,000	528,427
22	26	6,178,118	497,502
21	15	10,915,000	389,659
20	8	3,215,000	288,497
合計	1,878,426	41,972,469,963	3,039,915



●寄附金の活用状況

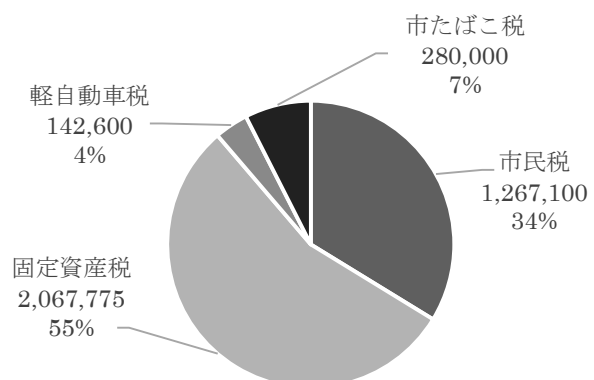
令和6年度は、学校給食費無償化事業、鉄道記念公園ディーゼルカー塗装事業など総額約48億円を活用するなど、いただいたご寄附を大切に使わせていただきました。



志布志庁舎 472-1111（内線 200・207・213・216）
有明庁舎 474-1111（内線 120）
松山庁舎 487-2111（内線 222）

納税は、憲法に定められた国民の三大義務のひとつです。市民の皆様健康で文化的な生活を送って頂くために市が行う様々な事業や公共サービスの費用は、皆様に納めていただく市税等でまかなわれています。

税務課では、市税に関する仕事を担当しており、課税グループ、納税グループの2つのグループで構成されています。



市税の予算と構成（単位：千円）

市税歳入予算総額 37億5,748万円

○課税グループ

課税グループは、市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する課税事務や納税通知書等の送付事務、納税証明書等税証明書の発行事務などを行っています。

中でも市県民税については、市民の皆様からの収入に係る申告や事業所からの給与支払報告書等に基づき税額を計算、決定しています。教育、福祉、消防、ごみ処理といった身近な行政サービスをまかなうために、地域に住む人たちが広く負担を分かち合うもので、地域社会の会費とも呼ばれています。

その他課税グループでは、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）の交付や、地籍の更正等も行っています。

○納税グループ

納税グループは、市税等の収納や滞納整理に係る事務、「税を考える週間」などの納税意識高揚のための啓発などを実施しています。

納税通知書等を受け取られたら、納期限までに納付をお願いします。安心して便利な口座振替をお勧めしていますが、コンビニエンスストアでのお支払いや、スマホ決済アプリ「Pay B」、地方税お支払いサイトを通じたスマートフォン等によるオンライン納付も可能です。ご自身に合った納付方法で、確実な納付をお願いします。

もし納期限までに納付や相談がない場合は、預貯金、給料、年金、不動産などの財産調査を行い、差押えを行います。納税に関する個別の相談を行っておりますので、早めの相談をお願いします。



「税を考える週間」

志布志庁舎 472-1111（内線 232・236・237）
 有明庁舎 474-1111（内線 112・118）
 松山庁舎 487-2111（内線 225・321）

○市民年金グループ

【事業内容】

1 戸籍住民基本台帳費 3, 881万円

出生届・死亡届・婚姻届・その他の各戸籍関係の届書の受理・審査・記載等に関する事務や住民基本台帳の記録、印鑑登録及び各種証明等に関する事務を行っています。また、令和6年3月からは、これまでは本籍地でしか取得できなかった戸籍証明書等の広域交付が開始され、全国の市区町村窓口で戸籍証明書の取得が可能となりました。

その他、臨時運行許可申請や船員事務（志布志庁舎のみ）なども行っています。

2 デジタル化推進事業費 884万円

市役所窓口のデジタル化を推進するため昨年、導入を行った「書かない窓口支援システム」の活用や窓口キャッシュレスサービス、郵送請求キャッシュレスサービスの普及を促進し、市民サービスの更なる向上と事務効率化を図っていきます。

なお、コンビニ交付を利用した証明書交付に限り、令和7年7月以降の手数料を減額し、窓口の混雑緩和を図ります。



3 マイナンバーカード推進事業費 2, 378万円

マイナンバーカードの申請や交付、電子申請に関する事務を行っています。

来庁が困難な方を対象に個人宅や福祉施設等への出張申請サービスを行います。また、カード取得から5回目の誕生日前に必要となる電子証明書の更新について、新たに郵便局へ窓口を拡充し、市民の利便性向上を図ります。

※マイナンバーカードの安全性と利便性について

マイナンバーカードには、税や年金などの個人情報記録されておらず、顔写真付きのため他人がなりすまして使用することはできないので安心です。

また、マイナンバーカードは健康保険証として利用できるほか、児童手当、介護保険などの行政手続きのオンライン化をはじめ、令和7年3月から運転免許証との一本化が始まるなど、今後更に利便性が向上していきます。

4 国民年金費 437万円

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡について必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的にしています。国民年金保険料の納付や年金受給に関する相談、各種申請等の受付を行っています。国民年金保険料の免除や支払い方法について、お気軽にお問い合わせください。

○環境政策グループ

利便性を追求するライフスタイルが定着した結果、温暖化や水不足等をはじめとする地球規模での環境問題が発生し、その影響の大きさが懸念されています。

市では、令和元年度に定めた第2次志布志市環境基本計画に基づいて、これらの課題解決に資する一般廃棄物の排出抑制や減量化・資源化の更なる推進はもとより、脱炭素社会の実現に向け、アマモ移植などブルーカーボンの取組みについても検討していきます。

また、生活雑排水による環境への影響を軽減するため、合併浄化槽の設置、農業集落排水施設への接続を推進します。



海の環境学習会アマモ苗付け体験

【事業内容】

1 環境衛生費

(1) 生物多様性保全への取組

1, 306万円

「志布志市生物多様性地域戦略」の推進のため、有明開田の里公園内の「志布志市生物多様性センター」を中心に地域戦略推進委員の協力を得ながら、市内で確認されているメリケントキンソウやアルゼンチンアリなどの外来生物の生息調査や薬剤駆除等を実施するとともに、市民参加型の野外イベントの実施、希少野生動植物の保護活動の支援により、生物多様性の主流化と自然環境の保全を図ります。



植物観察会（生物多様性センター）

(2) 指定ごみ袋作成事業

2, 420万円

一般ごみ袋、資源ごみ袋などを作成し、適正なごみの排出を推進します。

(3) 一部事務組合・他市町村負担金事業

2億339万円

志布志市と大崎町で一部事務組合を設置し、一般ごみの最終処分場、火葬場、し尿処理場等の安定的な管理運営を行っています。

○曾於南部厚生事務組合負担金 1億8, 154万円

清掃センター、衛生センター（し尿処理施設）、紫雲園（火葬場）

○曾於北部衛生処理組合負担金 1, 838万円

○曾於市斎苑負担金（火葬場） 347万円

(4) 志布志市衛生自治会事業

700万円

適正なごみ出しを推進するために、環境保全・衛生思想の普及に関する環境学習会の開催、共生協働の取組である「マイロードクリーン大作戦」を推進します。また、空き缶やペットボトル等、収集した資源ごみの売り払い益金の一部を「資源ごみ分別報奨金」として各単位衛生自治会へ還元します。

(5) 墓地の適正管理に関する事業

1,088万円

市営墓地の適正な施設管理（草払いや支障木伐採等）や高齢化などの理由から管理が困難となった共同墓地に対して、管理経費（水道料）や環境整備費用、災害復旧経費の一部を補助することで地域の負担軽減と墓地の適正管理を図ります。

○市営墓地管理事業	851万円
○共同墓地管理補助事業	47万円
○共同墓地災害復旧及び環境整備事業	190万円

(6) 不妊去勢手術費助成事業

50万円

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、地域環境の保全を図るため、ボランティア活動団体に対して、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の2分の1の助成を行います。

- ※ 不妊手術（メス）1匹あたり上限1万円
- ※ 去勢手術（オス）1匹あたり上限5千円
- ※ 1年度につき、1団体原則5匹分を限度とします。

ただし、地域環境を勘案し必要と認める場合はこの限りではありません。

(7) 狂犬病予防接種事業

6万円

狂犬病予防法に基づいた所有者による犬の登録を周知するとともに、狂犬病予防接種の集団接種を実施し、適正な畜犬管理を行います。

2 塵芥処理費（ごみ処理に必要な費用です。）

(1) ごみ収集運搬業務委託料

1億7,246万円

生ごみ、資源ごみ、使用済紙おむつ、一般ごみ、粗大ごみ（戸別収集）の収集運搬に係る経費です。

資源ごみについては、地区ごとの月1回の収集に加えて希望する自治会への特別回収を実施しています。

※分別方法の問い合わせについては「分別ポスターや「志布志市公式LINE」、市ホームページの「AIしるまる」をご利用ください。



紙おむつ分別周知ちらし



(2) 生ごみ・草木剪定枝リサイクル（堆肥化）委託料 8,342万円

収集した生ごみや草木は、有限会社そおりサイクルセンター松山有機工場で堆肥化しています。この堆肥は「循ちゃん堆肥」として、学校や公民館等への配布や市役所で販売しています。循ちゃん堆肥は、地域通貨「ひまわり券」でも交換できます。

(3) 資源ごみ中間処理業務委託料 9,766万円

収集した資源ごみを再商品化事業者へ引き渡すため、品目ごとに必要な選別・圧縮・梱包、保管に関する業務を有限会社そおりサイクルセンターに委託しています。

(4) 環境パトロール・ごみ出し困難者対策事業 908万円

市内全域を巡回し、不法投棄の防止、ポイ捨てごみの収集及び分別処理を行います。また、家庭ごみの排出に支障をきたしている高齢者や体の不自由な方に対し、ごみステーションまでのごみ搬出をお手伝いします。

(5) 循環センター等分別指導・ごみ分別対策事業 539万円

常設の資源ごみステーションである循環センター（志布志地区・有明地区）及び井手間資源ごみ収集所を週2回開設し、市民のごみ出しの利便性を図ります。

また、ごみ分別困難者対策事業で回収した資源ごみを分別し、ごみの減量化と再資源化を図ります。



志布志市循環センター（志布志地区）

循環センター（志布志地区）	毎週水、土曜日	午前7時から午後1時まで
循環センター（有明地区）	毎週火、日曜日	午前8時から午後3時まで
井手間資源ごみ収集所	毎週水、日曜日	午前8時から午後3時まで

(6) 分別基準適正化物の再商品化負担金 81万円

容器包装リサイクル法により、市町村から排出される資源ごみ（分別基準適合物）の再資源化を図るため、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ負担金として支出しています。

(7) 海岸漂着物等地域対策推進事業 79万円

海岸に漂着したごみによる、海岸機能の低下や環境・景観の悪化を防ぐため、漂着ごみの収集、運搬及び処分を行い、海岸環境保全を図ります。



(8) 環境基本計画及び生物多様性地域戦略中間見直しに係る支援業務

4 6 5 万円

環境基本計画及び生物多様性地域が計画策定から5年経過したことにより、計画の評価や見直しを行い、5Rの推進による環境負荷の低減、循環経済への移行を推進し、将来にわたって持続的な活動が行われる循環型社会の実現を目指します。

3 公共用水域保全事業

5 6 4 万円

単独浄化槽若しくはくみ取り便槽を撤去して合併浄化槽を設置した場合又は農業集落排水施設（下水道）に接続した場合に10万円を限度として補助します。

ただし、既存の単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去せず埋め置きした場合は4万円を限度として補助します。

合併浄化槽への転換又は農業集落排水施設に接続することで、家庭から出るし尿や生活雑排水が適正に処理され、公共用水域の水質保全が図られます。

4 浄化槽設置整備事業

4, 3 5 7 万円

専用住宅に浄化槽を設置する場合、次の補助額を限度として補助金を交付します。ただし、農業集落排水施設区域内や貸家、合併浄化槽の更新等は対象となりません。

＜補助額＞

(1) 単独浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽への転換

5人槽：33万2千円・7人槽：41万4千円・10人槽：54万8千円

※ 宅内配管工事費に対し、15万円を上限に追加して補助します。

(2) 新築住宅(市内業者が施工する場合)

5人槽：22万1千円・7人槽：27万6千円・10人槽：36万5千円

(3) 新築住宅(市外業者が施工する場合)

5人槽：11万円・7人槽：13万8千円・10人槽：18万2千円

5 農業集落排水事業会計

市内4地区で農業集落排水施設の維持管理を行っており、家庭から出るし尿や生活雑排水を適正に処理することで、公共用水域の水質保全を図ります。

令和7年度は、業務予定量として接続戸数1,800戸、年間総排水量550,000 m³、1日平均排水量1,506 m³を予定しています。

(1) 収益的支出

2 億 6, 2 5 8 万円

家庭や事業所などから出るし尿や生活雑排水を適正に処理するために必要な経費で、修繕費・光熱水費・人件費などが主なものです。

(2) 資本的支出

1 億 9, 7 2 5 万円

処理場やポンプ場の施設の建設改良や設備機器更新及び企業債償還に係る費用です。



福祉課・福祉事務所

志布志庁舎 472-1111（内線 851・856・857・860）

有明庁舎 474-1111（内線 134・137）

松山庁舎 487-2111（内線 271・278）

○社会福祉グループ

【主な仕事】

- 民生委員・児童委員、援護支援、成年後見に関すること
- 心身及び精神に障がいのある方の支援に関すること
- 子供、高齢者、障害者、生活困窮者等の包括的な相談支援や相談支援の総合調整に関すること。
- 地域生活課題に関する相談で、他の課の所属に属さない事項に関すること

【事業内容】

- 1 成年後見制度利用支援事業（委託） 696万円
「志布志市成年後見支援センター」を社会福祉協議会に設置し、成年後見制度の広報、相談等を行います。また、制度を利用するための費用の助成を行います。
- 2 社会福祉協議会運営補助 6,042万円
社会福祉協議会が実施する各福祉事業を推進するため、運営費の補助を行います。
- 3 地域づくり事業 1,175万円
社会福祉協議会が実施している、高齢者を対象とした「ふれあいサロン活動事業」を拡充し、高齢者だけでなく、障がいのある方、子育て中の親子など、地域の多様な人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを行い、交流を通して孤立防止や介護予防、生きがいと健康づくりなどの活動と、地域資源等を活用した連携の仕組みづくりを支援します。
- 4 福祉施設指定管理委託事業 1,763万円
「志布志市健康ふれあいプラザ」の管理運営を、社会福祉協議会に委託します。
- 5 健康ふれあいプラザ大規模改修工事 1億4,000万円
平成2年に建設し34年が経過している志布志市健康ふれあいプラザの長寿命化を図るため、令和6年度実施した設計を基に、大規模改修工事を行います。
- 6 志布志町戦没者慰霊塔補修工事 368万円
昭和40年に建立し60年近く経過している志布志町戦没者慰霊塔は、雨漏りが原因で慰霊塔内部の漆喰製の壁と天井が崩れるため、補修工事を行います。



7 心身障害者扶養共済制度負担金助成事業 38万円

心身に障がいのある方の保護者が、死亡又は重度の障がい者となった場合の被保護者の経済的不安を軽減するための共済制度の一部掛金を助成します。

8 特別障害者手当等支給事業 1,220万円

心身に重度の障がいのある方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に手当を支給します。

9 障害児相談支援専門員整備事業 100万円

療育を必要とする児童への支援の充実を図るため、障害児相談支援専門員を増員する者に対して、整備に要する費用の一部を助成します。

10 重度心身障害者医療費助成事業 7,038万円

心身及び精神に重度の障がいのある方が、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除き、精神の方は通院に係る医療費のみ）について助成を行います。県外や県内の一部医療機関を除き、自動償還払いとなっており、市役所での申請が不要です。

11 児童発達支援利用者負担額助成事業 28万円

児童発達支援事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。

12 放課後等デイサービス利用者負担額助成事業 690万円

放課後等デイサービス事業を利用する児童の保護者に対し、利用者負担金の全額を助成します。

13 自立支援医療費支給事業 5,448万円

身体に障がいのある方が更生のために必要とする医療費を給付します。
精神通院医療については県事業ですが、申請書の提出先は市です。

14 障がい者基幹相談支援事業 2,700万円

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

曾於市や大崎町での相談支援体制強化のため、各施設と連携をとり、迅速な対応を目指します。

15 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作的な活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。



30万円

障がい者スポーツ
レクリエーション大会



- 16 移動支援事業 6 1 2 万円
屋外での移動が困難な心身等に障がいのある方に、外出のための支援を提供します。
- 17 訪問入浴サービス事業 6 1 万円
心身等に障がいのある方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
- 18 日中一時支援事業 2 5 0 万円
障がいのある方に日中における活動の場を確保し、日常的に介護をされている家族の一時的な負担軽減を図ります。
- 19 巡回支援専門員整備事業 1 4 3 万円
療育における専門員が、学校・保育所等を巡回し、職員等に対し発達等に障がいのある児童との関わり方についての助言を行います。
- 20 日常生活用具給付事業 1, 0 0 0 万円
障がいのある方に対し、ストーマ装具等を給付し、日常生活の支援を図ります。
- 21 成年後見制度利用支援事業 1 7 2 万円
障がいのある方の権利養護の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に対し、成年後見制度の利用支援を図ります。
- 22 自動車改造・免許取得費助成事業 3 0 万円
身体、知的又は精神に障がいのある方が、普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。また、上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級から3級の手帳を有する者に対し、自立した生活、社会活動への参加及び就労のために、自らが所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
- 23 障害者虐待防止事業 3 0 万円
障がいのある方への虐待の防止と早期発見、虐待の事実確認、虐待の認定、被虐待者の一時保護や養護者に対する負担軽減のための支援など必要な措置を行います。
- 24 自立支援給付費支給事業 1 0 億 2, 8 8 6 万円
障がい者施設への入所及び通所、又は福祉的就労や在宅でのヘルプサービス等を必要としている方に対しサービスを提供します。



- 25 障害児通所支援給付事業** **3億3,076万円**
児童発達支援事業や放課後等デイサービス等を必要としている児童に対して日常生活における基本的動作や集団生活への適応のための訓練等を提供します。
- 26 補装具費給付事業** **800万円**
身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の質の向上を図るため、用具の購入、修理を行うための費用を助成します。
- 27 志布志市補聴器購入費助成事業** **200万円**
本市に住所を有する18歳以上の方で、聴力レベルが中等度以上で、身体障害者手帳の交付を受ける対象とならない方に対して、補聴器を購入する費用の一部を助成します。
- 28 重層的支援体制整備事業** **497万円**
様々な分野にまたがる複合的な悩みを抱えた市民の相談を受け止める体制を構築し、課題を整理し解決方法を一緒に考え、関係機関とともに解決・安定に向けた支援や社会参加へ向けた支援を行います。

○生活福祉グループ

【主な仕事】

■生活困窮者の自立支援や生活保護に関すること

- 1 生活困窮者自立支援事業** **2,741万円**
生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と生活保護から脱却した人が再び生活保護を必要とすることがないように、生活困窮者に対して、自立相談の支援、就労に向けた支援、家計に関する相談支援及び住居確保給付金の支給を行います。
なお、生活困窮者に対して様々な相談支援を行う場所として、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」を設置しています。
しぶし生活自立支援センター「ひまわり」では、様々なことで困っている方の相談を受け、一緒にその解決に向けた支援を行います。
志布志市にお住まいの方であれば、誰でも無料で利用できます。おひとりで悩まずに、「ひまわり」に御相談ください。
電話：099-472-1830
[メール：shien@shibushi-shakyo.jp](mailto:shien@shibushi-shakyo.jp)（匿名可能です。）

- 2 被保護者就労支援事業** **324万円**
被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の早期就労及び自立促進を図ります。



3 生活保護扶助費給付事業

5億1,485万円

生活に困窮する市民が、生活を維持するためにその利用しうる現金、資産、就労できる能力等を活用し、かつ扶養義務者からの扶養や他の法律による扶助をもってしても最低限度の生活ができない世帯に対し、生活、住宅、教育、医療等の扶助費を支給します。

4 生活保護適正化等事業

829万円

生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化による医療扶助の適正化、新規申請及び被保護者の面接相談の体制整備を行います。



志布志庁舎 472-1111（内線 251・257・260・261・880）
有明庁舎 474-1111（内線 132・133）
松山庁舎 487-2111（内線 274）

○健康増進グループ

【主な仕事】

市民の方々が、健やかで心豊かな生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりが重要です。こども子育て課の妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や次の世代を担う学童期から18歳までの母子保健と連携し、青年期から高齢期までの一体的な支援を、第3次健康しぶし21（健康増進計画）に基づき、「つながろう笑顔で取り組む 健康なまち ～ひとりの取組 みんなが元気～」を基本理念として、市民が主体となった健康づくりに取り組みます。

1 救急医療体制整備事業

4, 0 2 5 万円

曾於医師会や近隣自治体と連携し、夜間救急医療、休日当番医、ドクターヘリなどの緊急医療体制を確保する事業です。

2 予防接種事業

2, 6 9 3 万円

(1) B類予防接種事業

予防接種法に基づいた事業で、インフルエンザ・成人用肺炎球菌・新型コロナウイルス・带状疱疹ワクチン接種について、市と契約した医療機関で接種することができ、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては、償還払いで接種することができます。接種料は、一部公費負担します。



(2) 任意予防接種事業

インフルエンザ予防接種について、妊婦、生後6か月以上18歳（高校生相当）以下の方を対象に、市が接種料の一部を公費負担します。また、带状疱疹の発症予防・重症化予防のため、50歳以上（定期予防接種対象者を除く。）の方についても、接種料の一部を公費負担し、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては、償還払いで接種することができます。

3 健康教育事業

5 1 万円

集団や個別に健康づくり教室等を行うことで、住民の健康の維持・増進を図ることを目的とした事業です。

(1) 健康教育事業

生活習慣病予防のために運動・栄養等の保健指導を行います。

(2) こころの健康づくり推進事業

自殺予防のための講演会や臨床心理士等による相談会を開催します。

また、一人一人が自殺予防のために行動できるようにゲートキーパー（※）を養成します。



※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(3) 健康づくり推進員養成事業

健康づくりの基礎知識を習得した健康づくり推進員を養成する事業です。養成講座を修了された方は、市民の健康づくりの自助努力を支援する活動を自主的に行います。

(4) 8020運動事業

歯の喪失を予防することを目的に、歯・歯周組織等口腔内の検診を実施するとともに、「8020運動」の推進のため80歳で20本の歯を持つ方を表彰する「8020表彰」を実施します。



4 健康診査事業

6,726万円

疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を改善するために各種健診等を実施し、指導を行う事業です。

(1) がん検診事業

30歳以上の方を対象に、胃がん検診、腹部超音波検査、大腸がん検診及び成人歯科相談を実施する事業です。

(2) 女性がん検診

女性の方を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診及び骨粗しょう検査を行います。また、乳房腹部超音波検査（自己負担）を希望する方は、集団検診時に受診できます。



(3) 肺がん検診（結核検診と同時実施）

肺がん等を早期発見するため、40歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診及び必要な方へ喀痰（かくたん）検査を行います。

(4) 結核検診（肺がん検診と同時実施）

結核等を早期発見するため、65歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診を行います。

(5) 肺がんCT検診

50歳以上の方で、希望される方に集団で検診を行います。

(6) 歯周病検診

歯周病の早期発見・早期治療に努め、口腔の保持・増進を目的に、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の方を対象に、志布志市内の歯科医療機関の協力をいただき実施します。対象者には受診券を送付します。

(7) 若年末期がん患者に対する療養支援事業

40歳未満の末期がん患者が、在宅療養のために必要なサービスを受ける際の費用に対して公的支援を行います。



(8) がん患者アピアランスケア支援事業

がん患者が、治療に伴う脱毛に対して使用する医療用ウィッグ又は、乳房切除による精神的負担を軽減するために使用する乳房（胸部）補整具の購入費用の一部を助成します。

5 訪問指導事業

178万円

65歳未満の方で、健康診断等でその心身の状況や環境等により保健指導が必要であると認められる方を訪問し、生活習慣の改善や必要な支援を行う事業です。

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

3,627万円

高齢者の健康状態や生活機能の課題を踏まえ、総合的な体制を整備し、生活習慣病等の重症化予防及び心身機能の低下予防を図ります。

(1) 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

健診結果報告会やころばん体操などの場を活用し、健康教育・指導を行います。

(2) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

健診データ等を活用し、低栄養者や生活習慣病等の重症化予防、多剤投薬者、健康状態不明者などに対し、個別訪問を行います。

(3) 長寿健診事業

高齢者の疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を見直すために長寿健診等を実施します。

(4) 保養所利用助成事業（後期高齢者分）

対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方

1人年間4,800円（200円×24枚）まで助成します。

(5) はり、きゅう施術料助成事業

対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方

1人年間6,000円（500円×12枚）まで助成します。

(6) 人間ドック等助成事業

人間ドック、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行います。市が実施する長寿健診（個別健康診査、情報提供を含む。）を受診していない方が対象となります。また、保険診療の場合、助成の対象となりません。

<助成内容（対象：鹿児島県後期高齢者医療保険に加入されている方）>

区分	助成上限額	助成率
1日ドック	20,000円	自己負担額の1/2 ※千円未満切り捨て
2日ドック	30,000円	

脳ドックやPETがん検診も上記の区分において対象になります。





7 高齢者保健事業

5 1 4 万円

65歳から74歳までの市民を対象に疾病予防事業を行います。

(1) 保養所利用料助成

対象：65歳から74歳までの全市民

1人年間4,800円（200円×24枚）まで助成します。

○健康増進グループ（国民健康保険特別会計）

【主な仕事】

国民健康保険事業は、県と共同運営しており、安定的な財政運営や効率的な事業執行等に取り組み、安定的な制度運用に努めています。



その中で、国民健康保険特別会計は、国民健康保険の被保険者が医療機関を受診したときの自己負担額（医療機関の窓口での支払いなど）を除く医療費を、国民健康保険税や国、県、市の公的負担で賄います。年齢や所得などで区分されますが、医療費の自己負担額は、医療費総額の2割から3割ですので、残りの7割から8割を国民健康保険特別会計で支払います。

国民健康保険は、社会保険等に比べて65歳から74歳までの高齢者の占める割合が高く、加入平均年齢も高いことから、1人当たりの医療費が高い傾向です。

被保険者数が年々減少する中で、その財源となる国民健康保険税も減少（令和5年度の志布志市国保の歳入で国保税の占める割合は14.5%）しております。

被保険者の一人一人が、病気にならない健康づくりを意識しながら、年に1度の特定健康診査（メタボ健診）・がん検診を受診し、生活習慣の見直しや病気の予防、早期発見、早期治療及び重症化予防につなげていただくことが被保険者の健康維持や医療費の伸びの抑制につながります。また、同じ病気で複数の医療機関への受診はせず、ジェネリック（後発）医薬品を活用するなど適正受診をお願いします。

なお、第三者行為による交通事故などにあった場合は、まず、国民健康保険担当窓口連絡をされるようお願いいたします。

【事業内容】

1 保険給付費

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

(1) 療養給付費

2 9 億 2 , 5 4 8 万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の2割から3割となります。残りの医療費は国民健康保険で負担します。

＜被保険者の負担割合＞

- 0歳～義務教育就学前 2割負担
- 義務教育就学後～69歳 3割負担



- 70歳～74歳 2割（現役並み所得者は3割負担）

※ 義務教育就学前とは、6歳に達する日以降の最初の3月31日までのこと。

(2) 療養費 2,400万円

旅行中などで保険証が無く医療費を全額支払ったときや、医師が必要と認めて、はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき、コルセットなどの治療用装具を製作したときは、費用の全額を一旦支払い、後日申請により一部負担金を除いた額を療養費として支給します。

(3) 高額療養費 5億1,000万円

医療機関や薬局の窓口で支払った額が1か月の自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた分を支給します。

自己負担限度額は、被保険者が70歳以上かどうかや所得によって分けられています。

また、70歳以上の方は、外来だけの自己負担限度額が設けられています。自己負担限度額を超えない場合でも、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた場合も、その超過分を高額療養費として支給します。

なお、令和5年10月から簡素化用申請書を提出していただくことで、登録された口座に自動的に振り込まれるようになりました。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費 45万円

高額医療・高額介護合算制度は、年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となった場合、その負担を軽減する制度です。これにより、医療・介護の負担額の合算額のうち、自己負担限度額（年齢や所得区分によってきめ細かく設定）を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。

(5) 出産育児一時金 1,501万円

国民健康保険の被保険者が出産した場合、50万円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は48万8千円）を支給します。

(6) 葬祭費 150万円

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。

(7) 傷病手当金 14万円

雇用され給与を得ている被保険者が令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われて就労できず給与が支払われなかった場合、その期間の給与の一部に相当する額を支給します。

※ 給付を受ける権利は勤務に服することができなくなった日の翌日から2年以内となります。



2 保健事業費

国民健康保険は、被保険者の疾病等についての保険給付を行うだけでなく、被保険者の健康の保持増進や疾病予防を目的とした健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行います。



(1) 被保険者への特定健康診査・特定保健指導

3, 988万円

生活習慣病の予防や健康の保持増進を図るため、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。

生活習慣病とは、糖尿病、高脂血症、高血圧症、脳卒中などのことで、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどが深く関わっています。

特定健康診査を受診することで、普段の生活習慣を見直し、生活習慣を改善することが重症化を防ぐ第一歩となります。（対象：40歳～74歳）

特定健診受診率 目標：70.0%

令和5年度 実績：44.2%

(2) 被保険者に対する疾病予防

959万円

①はり、きゅう施術料助成

1人年間6,000円（500円×12枚）まで助成します。

②人間ドック等助成

人間ドック、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行います（市が実施する特定健康診査（個別健康診査、情報提供を含む。）

を受診していない方が対象となります。また、保険診療の場合は、助成の対象とはなりません。）。

<助成内容（対象：30歳以上の国保の被保険者）>

区分	助成上限額	助成率
1日ドック	20,000円	自己負担額の1/2 ※千円未満切り捨て
2日ドック	30,000円	

脳ドックやPETがん検診も上記の区分において対象になります。

③検診助成

各種がん検診等を集団検診の方法で受けた方に、年1回に限って助成を行います。



○健康増進グループ（後期高齢者医療特別会計）

【主な仕事】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険です。

この制度の運営主体は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合であり、市においては申請や届出の受付、保険料の徴収等を行います。



【事業内容】

1 広域連合納付金

5億1,872万円

被保険者から徴収した保険料及び延滞金や県と市からの保険料軽減に係る公費負担分（保険基盤安定負担金）を合わせて広域連合へ納付します。

＜後期高齢者医療制度の仕組み＞

(1) 被保険者となる方

- ① 75歳以上の方（誕生日当日から）
- ② 65歳から74歳までで一定の障がいがある方が、広域連合の認定を受けた場合（認定を受けた日から）

(2) 医療費の自己負担1、2、3割

※ 所得区分に応じた自己負担割合が適用されます。

(3) 保険料

保険料は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行っています。



＜令和7年度の保険料＞

所得割：11.72%

均等割：59,900円（7割、5割、2割軽減あり）

賦課限度額：80万円

○長寿支援グループ

【主な仕事】

高齢者福祉・介護保険に関すること、総合相談（地域包括支援センター）など、高齢者に関わる総合的な支援を行っています。

【事業内容】

1 重層的支援体制整備事業（健康長寿課分）

1,963万円

(1) 生活支援体制整備事業

生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていく事業です。

令和5年度から事業を拡充し、各小学校区等を単位とする日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの掘り起こしを行いながら、高齢者の地域課題を解決するための体制強化を行います。

(2) 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）

生活・介護支援サポーター育成やころばん体操の実施など自発的な介護予防に関するボランティア活動を実施する団体等に対して支援を行います。

(3) 総合相談事業

地域の高齢者が住み慣れた地域等希望する場所で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、見守り活動ネットワークの構築及び総合相談体制の整備を行う事業です。



(4) 権利擁護事業

高齢者の権利を擁護するために成年後見制度等の啓発等を行う事業です。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働づくりや介護支援専門員に対する支援を行う事業です。

2 老人福祉事業

1, 377万円

(1) 介護手当支給事業

要介護4・5の認定を受けている方又は要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を在宅で介護している家族に、介護手当を月額1万円支給します。



(2) 介護用品支給事業

非課税世帯に属する要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を、在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額5千円の介護用品券を支給します。

(3) 「食」の自立支援事業

調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対する配食事業です。

(4) 高齢者地域支え合いグループポイント事業

65歳以上の方と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイント制度です。地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

3 長寿祝金支給事業

1, 256万円

高齢者の長寿を祝福し、満80歳以上の方全員に3千円の祝金を支給します。

4 生活支援ハウス運営事業

836万円

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して生活が送れるよう支援することが目的で、社会福祉法人隆愛会に委託して運営しています。

＜対象者＞

市内に住所を有する原則として60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方又は家族に援助を受けることが困難な方であって高齢等のため独立して生活することに不安のある方。

利用料は収入によって異なりますが、最大で月額5万円です。（光熱水費等は実費）入居については、長くて概ね1年としています。利用定員は10名となっています。



5 生活指導型ショートステイ事業

50万円

在宅のひとり暮らし高齢者等で、自立した生活に不安がある方に対して、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊していただき、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行を予防するための事業です。利用期間は、原則7日以内ですが、市長が必要と認めた場合は必要最小限度で延長が可能です。利用回数は、1人当たり3か月に1回を限度とし、利用料は、1人1日当たり593円です。（食費は別途かかります。）

6 福祉タクシー運行事業

2,140万円

日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保するため、福祉タクシーを運行し、交通弱者の利便性を図るものです。

対象者は、市内に住所を有する65歳以上の方や障がい等により自動車の運転が困難な方、また運転に不安がある方や傷病等で運転が困難な方も含まれます。利用料は無料ですが、事前に登録する必要があります。

7 老人クラブ助成事業

452万円

市老人クラブ連合会、単位老人クラブの活動費を補助し、会員相互の融和と親睦、地域との交流を図り、健康増進につなげます。

8 高齢者労働能力活用事業

1,460万円

シルバー人材センターの運営費を補助し、高齢者の生きがいの充実と社会参加の推進、活力ある地域づくりにつなげます。

9 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

500万円

人手不足分野や介護、育児等現役世代を支える分野での高齢者の就業を促進し、経済・社会の活性化を図る事業を行っているシルバー人材センターに補助を行います。

10 養護老人ホームへの入所措置・老人保護措置費

2億3,940万円

自宅での生活に不安がある方や、養護を受けることが困難な方を、養護老人ホームに入所させ養護する事業です。地域ケア会議で入所の要否を判定します。
＜対象者＞

- (1) 65歳以上で、環境や経済的理由で、居宅において養護を受けることが困難な方
- (2) 入院加療を要しない状態で、家族や住宅の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められる方



11 介護予防支援事業

2, 019万円

介護認定の結果、要支援1・2と判定された方に対し、居宅要支援者の依頼を受けて、地域包括支援センターの職員及びセンターから委託を受けた介護事業所の職員が、介護予防サービス計画書を作成する事業です。

○長寿支援グループ（介護保険特別会計）

【主な仕事】

介護保険特別会計は、65歳以上の方等で、要支援または要介護認定を受けられた方が、介護サービスを利用されたときの自己負担分（1割～3割）を除いた給付費を保険料や国・県・市等の公的負担で賄う特別会計です。

本市の高齢者施策の基本方針として「高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（令和6年度～8年度）を策定し、計画の基本理念である「共に助け合い 心豊かに笑顔で生き生きと暮らせるまち」を目指して、介護保険事業を行っています。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、介護予防事業の実施や生活支援サービス、医療サービスなど、様々なサービスを切れ目なく利用できるように支援をしています。



【事業内容】

1 介護認定審査事務負担金（一般会計からの支出）

4, 726万円

介護サービスを利用するためには、市の窓口で介護保険認定申請をして、「要支援」又は「要介護」の認定を受ける必要があります。認定事務は、曾於地区の2市1町で構成する「曾於地区介護保険組合」にて行います。

2 介護（介護予防）サービス給付費

11億5, 060万円

自宅にサービス提供者が訪問する「訪問サービス」、自宅から施設に通い日帰りで利用する「通所サービス」、短期間施設に宿泊し介護サービスを利用する「短期入所サービス」などの在宅での介護サービスに必要な費用です。

3 地域密着型介護（介護予防）サービス給付費

7億2, 560万円

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域で利用する施設（グループホーム、小規模の介護施設など）でのサービスに必要な費用です。

4 施設サービス給付費

15億4, 030万円

介護保険の認定で「要介護」と認定された方に対する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等）でのサービスに必要な費用です。



5 介護（介護予防）福祉用具購入費

200万円

自宅で介護サービスを利用している人が、「排せつ」や「入浴」などに使用するポータブルトイレや入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具を購入するための費用です。対象となる福祉用具は、特定されていますので、購入前に確認してください。

1人当たり年間10万円が限度となります。



6 介護（介護予防）住宅改修費

500万円

要支援・要介護認定を受けている高齢者が居住する住宅に、手すりの取付けや段差解消等の小規模な改修工事を行う場合の費用です。ただし、改修前に事前に市へ申請する必要があります。1人当たり生涯20万円が限度となりますが、引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。

7 介護（介護予防）サービス計画給付費

1億3,820万円

要支援・要介護認定を受けている方が、介護サービスを利用するために、「介護サービス計画（ケアプラン）」を介護サービス計画作成事業者に依頼されたときに支払われる費用です。費用の全額が給付されるため利用者負担はありません。

8 高額介護（介護予防）サービス費

1億1,030万円

介護サービスにおける自己負担（1割～3割）が高額になった場合に、限度額を超えた分について払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。

9 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

1,540万円

同じ医療保険の世帯内で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円以上超えた分について、払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。

10 特定入所者介護（介護予防）サービス費

1億7,080万円

介護施設の入所利用における居住費、食費は自己負担となりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられており、これを超える分を支払う費用です。

11 一般介護予防事業

657万円

全ての高齢者に対し、健康教育、健康相談等を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や自発的に介護予防を行う地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。



(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのボランティア育成、パンフレットの配布や講演会の開催等を行います。

(2) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

ボランティア活動等を通じて、高齢者の社会的参加を促進し、生き生きとした生活確立し、介護予防につなげます。



12 介護予防・生活支援サービス事業

5, 124万円

要支援1・2の認定を受けている方の利用できるサービスの選択の幅を広げ、一人一人の状態に合ったサービス利用ができるよう取り組みます。

(1) 介護予防通所介護相当サービス・介護予防訪問介護相当サービス

要支援認定者等を対象としたデイサービスやホームヘルプサービスで、自立した生活が送れるように支援します。

(2) 通所型介護予防サービス

運動機能の低下等がみられる高齢者等の介護予防を目的として運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を行う通所型サービスです。

(3) 生活支援サービス（配食）

総合事業対象者で、低栄養状態で要介護状態等となるおそれの高い方への配食支援事業です。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要介護状態等となるおそれのある高齢者（基本チェックリスト該当による事業対象者）の介護予防支援のため、総合事業のサービスを適切に受けられるよう介護予防プラン作成などを行う事業です。

13 包括的支援事業

851万円

地域の高齢者を支援するための費用です。

(1) 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、地域における認知症の支援体制を整える事業です。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の在宅生活を支援するため、医療機関や介護事業所等の連携体制を構築する事業です。



14 任意事業

1, 469万円

地域の高齢者が、安心してその人らしい生活を継続していけるよう、家族介護継続と自立生活等に必要な支援を行う事業です。





(1) 介護用品支給事業

市町村民税非課税世帯で、要介護４・５の認定を受けている65歳以上の方を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額５千円の介護用品券を支給します。

(2) 介護者相互交流事業

高齢者を介護している家族を、介護から一時的に開放することによって、家族の相互交流及び心身のリフレッシュを図るための事業です。

(3) 配食支援事業

要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められた高齢者のうち、食事の確保ができず、定期的に見守りが必要とされる高齢者等に食事を提供するとともに、見守りによる安否確認などを行うことで自立生活の維持を図ります。

(4) 緊急通報システム設置事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に、相談、安否確認等ができる緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時の対応を容易にすることを目的としています。



志布志庁舎 472-1111（内線 281・282・284・286）

有明庁舎 474-1111（内線 131・134）

松山庁舎 487-2111（内線 271・278）

子育て支援センター「はぐくみランド」 472-8993

令和7年1月の組織再編により、母子保健と児童福祉の両機能を併せた一体的な組織として、こども子育て課を設置しました。

令和7年4月からは、新たに設置した「こども家庭センター」の各種事業と、母子保健事業を円滑に推進するため「こども家庭グループ」を新設し、これまでの保育所・認定こども園の入所手続きや、児童手当などの児童福祉に関する業務を行う「子育て支援グループ」の2グループに再編しました。

〇こども家庭グループ

【主な仕事】

■こども家庭センターに関すること

■母子保健に関すること

【事業内容】

1 こども家庭センター事業

2, 118万円

こども家庭センター事業は、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う事業です。さらに、児童虐待の防止や虐待を受けた児童の保護・支援を行うなど、一連の活動を総合的に行う事業です。

(1) 妊娠・出産包括支援

妊産婦や乳幼児の実情を把握し、相談に応じます。
必要に応じ支援プランを作成し、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目のない支援体制を構築します。



(2) 産前・産後ケア事業（ママと妊婦さんのほっとカフェ）

妊娠中や産後の近況、不安について情報を共有し、お互いの経験などを話せる場を提供します。

また、助産師が必要に応じ専門的なアドバイスをを行い、妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを支援し、安心して妊娠期や育児に臨めるようにサポートします。



(3) 産婦健康診査

産後の心身の不調等を早期に発見するため、産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査について公費負担を行います。



(4) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するため、助産師の訪問による支援（訪問型）と助産院に通所又は宿泊し、支援を受ける（通所型・宿泊型）産後ケアを行います。

(5) 赤ちゃん訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師が訪問し、母子の健康状態の確認や相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

また、生後2～3か月の乳児のいる家庭を母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努め、支援が必要な場合は、関係機関につなぎます。

(6) ふれあい食体験事業

市内の保育園児・幼稚園児に「つくる」「食べる」といった体験を通して、人と交流しながら、食事や食べ物に興味や関心を持ち、幼児期から健全な食生活を身に付けることができるよう取り組みます。



(7) ふれ愛セミナー事業

中学生が性について考え乳児や妊婦とのふれあいを通して、「命の大切さ・育み」を学ぶ事業です。

(8) 子育て支援、医療相談アプリ及びベビーケアルーム

子どもの成長や予防接種の記録ができ、妊娠・出産・子育て期に役立つ情報を利用者の必要に応じて受け取れる子育て支援アプリ（志布志市子育てナビ）や、妊婦や子育て世帯がいつでもどこでも気軽に医師に健康相談が行える医療相談アプリ（リーバー）を提供し、子育て世代を支援します。

また、志布志、有明庁舎内に誰でも使用可能なベビーケアルームを設置して、来庁者が安心できるよう支援を行っています。



志布志市子育てナビ アプリ



子育て世帯向け医療相談アプリ「LEBER（リーバー）」 アプリ



（利用対象）

妊婦中の方がいる世帯、
就学前のお子さんがある世帯です。

※登録するには専用の6桁の登録番号が必要となります。



(9) 妊娠期歯科検診事業

妊娠期はホルモンの変化等で歯周疾患になりやすく、歯周疾患は早産や低出生体重児出産の原因にもなるため、受診券を発行し、歯科医院での個別検診を実施しています。

(10) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、健康保険が適用されない初回の産科受診料の費用を助成します。

(11) 子どものショートステイ事業

虐待により緊急に一時保護が必要な場合や保護者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭等の理由で、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設において24時間体制で短期間（原則7日以内）預かります。

委託先：かのや乳児院、大隅学舎、慈光園

(12) 遠方の産科医療機関等への交通費支援及び遠方の分娩取扱施設への交通費・宿泊費支援事業

遠方（自宅から概ね60分以上の移動時間を要する）の産科医療機関等を受診する必要がある妊婦に対して、医療機関等までの移動にかかる交通費を助成し、また、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、施設までの移動にかかる交通費と出産予定日前から施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

2 子ども予防接種事業

6, 545万円

予防接種法に基づいた事業で、市と契約した医療機関で接種することができます。なお、契約外医療機関で接種を希望する方に対しては医療機関の窓口で費用をいったん支払った後、市役所窓口で申請を行っていただくことで、払い戻しを受けられます。



3 母子保健事業

2, 872万円

発育・発達の確認や子どもの豊かな心と健やかな体の育成を支援する事業です。

(1) 各種健康診査・相談・訪問指導事業

母子保健の向上を図るため、妊娠期から5歳児まで各種健康診査・相談・訪問指導などを行い、母子が心身ともに健やかに過ごせるよう支援する事業です。また、新生児聴覚検査の一部公費負担を行います。

(2) 妊婦健康診査事業

妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、14回分（多胎妊婦は18回分）の妊婦健康診査の公費負担を行います。

(3) 不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図るために、不妊治療費の助成を行います。令和4年度から保険適用となった治療法の自己負担分、保険適用外の自費分について、1年度当たり20万円を限度に助成します。

4 フッ化物洗口実施事業

35万

フッ化物洗口を市内全保育園・認定こども園及び小学校で実施することにより、幼児期から学童期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図ります。



5 妊婦のための支援給付交付金事業

2,066万円

安心して出産・子育てができるよう寄り添い、出産・育児等の支援につなぐ包括的相談支援の充実を図るとともに、認定者に対し、妊娠届出時等及び乳児家庭訪問時等に面談を実施し、妊婦支援給付金を支給し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。

6 地域子育て支援拠点事業

1,426万円

乳幼児とその保護者を対象に、親子のふれあい遊びや育児講座、育児相談などの支援を行います。

名 称	電話番号	利用時間（日・祝休み）
志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」（アピア横鉄道記念公園内）	472-8993	月～土 8:30 ～ 17:15
通山子育て支援センター「たんぽぽハウス」（通山こども園内）	474-1506	月～土 9:00 ～ 16:00



7 ファミリー・サポート・センター事業

10万円

地域において、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（提供会員）が会員となり、相互援助活動を行うことを目的とするものです。

窓口は、志布志市子育て支援センター「はぐくみランド」となります。援助を受けた際の料金（報酬）の支払いは直接、会員間で行います。

※ 対象児童：生後3か月以上の乳幼児から小学生。



○子育て支援グループ

【主な仕事】

- 児童手当、児童扶養手当、出産祝金、子ども医療費助成及びひとり親家庭医療費助成に関すること
- 保育所、認定こども園及び放課後児童クラブに関すること

8 出産祝金支給事業

1, 600万円

少子化対策の一環として更なる子育て支援の強化を図るため、出産した母親に対し10万円の出産祝金を支給しています。

9 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

2億1, 490万円

保護者の就労等により、学校から帰宅しても1人で過ごすことになる小学生を、授業の終了後等に預かり、適切な遊びや生活の場を通じて健全な育成を図ります。

名	称	電話番号	名	称	電話番号
新橋児童クラブ	（松山小学校内）	487-3725	たちばな児童クラブ	（潤ヶ野小学校内）	472-0300
泰野児童クラブ	（みどり保育園内）	487-8156	あゆみ児童クラブ	（若草あゆみこども園内）	472-3436
尾野見児童クラブ	（旧 J A 尾野見事業所内）	487-9545	伊崎田児童クラブ	（伊崎田こども園内）	474-1851
			有明児童クラブ	（有明保育園内）	474-1850
志布志児童クラブ	（志布志小学校内）	472-2426	太陽の子児童クラブ	（通山こども園内）	474-2222
香月児童クラブ	（香月小学校内）	080-3994-4552	蓬原児童クラブ	（蓬原保育園隣）	475-1921
たちばな香月児童クラブ	（稚児ノ松バス停近く）	472-0300	のがみ児童クラブ	（若草のがみこども園内）	475-1920
			宇都育心児童クラブ	（西光こども園内）	475-0105
あんらく放課後児童クラブ	（あんらく保育園内）	472-0098	おおぞら児童クラブ	（若草おおぞらこども園内）	479-2164
しぶし Kit's クラブ	（しぶし幼稚園内）	472-1141	山重児童クラブ	（旧山重幼稚園園舎）	474-1851

10 子ども医療費助成事業

1億1, 169万円

子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、18歳に達した後の最初の3月31日までの各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について、助成を行います。

なお、令和7年4月診療分から県内での医療機関受診分は、子ども医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度といった各医療費助成制度に関係なく、0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの全ての子どもについて、窓口負担のない現物給付方式を実施します。



11 養育医療給付事業

372万円

母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めたものに対して、その治療に必要な医療費を助成します。

12 病児保育事業

1,144万円

児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間で保護者の仕事等の都合により家庭で育児をできない場合、一時的に子どもを施設で預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

委託先：さくら保育園

13 児童手当給付事業

6億9,599万円

令和6年10月分から対象者が高校修了までの子どもとなり、支給額は、3歳未満児は月額1万5千円、3歳以降は月額1万円、第3子以降は月額3万円となっています。

また、所得制限も撤廃となり、全ての子どもが対象となっています。

支給月は、4月、6月、8月、10月、12月、2月になります。

14 保育所運営事業

17億8,810万円

保護者の就労等により、家庭で保育することができない児童を保育所等で保育します。

また、通常保育のほかに、特別保育事業（延長保育、障がい児保育等）を実施し、女性の社会参画の進展、就労率の上昇や、就労形態・勤務形態の多様化等、様々な保護者ニーズ等に対応し、子育てと就労の両立支援を図ります。

なお、3歳から5歳の子ども及び0歳から2歳の非課税世帯の子どもの保育料は国の無償化制度の対象です。

令和6年度からは市単独の支援として、市内在住の0歳から2歳の課税世帯の子どもの保育料についても、全額無償化を行っています。

(1) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などによる保育時間の延長に対応するため、保育所の通常の開所時間の前後において、保育時間の延長保育を行っている保育所等に補助金を交付しています。

(2) 障がい児保育事業

障がい児の保育の推進を図るため、障がい児を受け入れている保育所等に事業を委託しています。

(3) 保育所等給食支援事業

食料品高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図りながら、栄養バランスや量を保った従来どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育園等に対して必要な経費を支援しています。



15 ひとり親家庭医療費助成事業 1, 4 5 4 万円

ひとり親家庭等の親と子を対象に、各健康保険法の規定により支払った医療費の自己負担分（高額療養費等を除く）について助成を行います。ただし、所得が一定額以上の場合は、対象外となります。

なお、0歳から18歳に達した後の最初の3月31日までの子どもについては、令和7年4月診療分から県内での医療機関受診分は、窓口負担のない現物給付方式を実施します。

16 児童扶養手当給付事業 1 億 9, 0 5 1 万円

離婚等によりひとり親家庭となった方や、父親又は母親が一定の障がいがある家庭等の児童を監護している方、父親又は母親に代わって児童を養育している方に5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までを支給します。ただし、所得が一定額以上の場合は、支給対象外となります。

17 高等職業訓練促進給付金等事業 3 4 6 万円

ひとり親家庭の親が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格を取得するため、1年以上養成機関などで修学する場合に、全ての修学期間について訓練等の費用を支給します。

＜支給対象となる主な資格＞

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師及び理容師など

18 自立支援教育訓練給付金事業 4 2 万円

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等、就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親家庭の親に対し、訓練給付金を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書をこども子育て課に提出し、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。

19 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 1 5 万円

より良い条件での就職や転職、正規雇用の可能性を広げるため、ひとり親家庭の親とその児童が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合、その受講費用の一部を支給します。

支給を受けようとする方は、受講開始の前に指定申請書をこども子育て課に提出し、対象講座の指定を受けなければなりません。



有明庁舎474-1111 農政グループ（内線 163・164・165）
 作物グループ（内線 168・169・170・171・172）
 畜産グループ（内線 173・174・175・176・162）
 農業サポートセンター（内線 177・178）
 志布志庁舎472-1111 （内線 474）
 松山庁舎487-2111 産業建設グループ（内線 252・231）

○農政グループ

【事業内容】

- 1 農業公社運営事業負担金 3, 284万円
 農業従事者の高齢化や後継者不足の中で、後継者育成の研修等事業や農作業の受託事業により地域農業の活性化及び維持確保に努めます。
- 2 農業制度資金利子助成事業 131万円
 農業近代化資金等の貸付けに伴う利子部分の補給を行うものです。農業者の経営基盤の確立及び経営改善に必要な資金の融通を円滑にし、本市農業の振興と農業者の育成・確保を図ります。
- 3 新規就農支援事業 150万円
 将来の農業を担う意欲のある人材の育成確保を図るため支援金を支給します。新たに就農された50歳未満の方を対象として、就農届出から1年間経過後、1回限り50万円を支給します。
- 4 ツーリズム推進事業 29万円
 恵まれた自然環境及び農林漁業資源並びに史跡及び文化等を生かした特色のある滞在・体験型余暇活動（ツーリズム）を創出して、都市と農村の交流を進めることにより、地域の活性化を図ります。
- 5 経営発展支援事業 4, 125万円
 令和6年度以降に就農し、独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満で将来の農業の担い手となることを目指す方に、就農後の経営発展のために必要な機械や施設の導入等の取組を支援します。





6 経営開始資金事業

2, 561万円

独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満で将来の農業の担い手となることを目指す方に、農業を始めてから経営が安定するまで、最長3年間、年間最大150万円を交付します。



7 機構集積協力金事業

136万円

担い手への農地集約・集積化に取り組む地域に対して、機構集積協力金（地域集積協力金）を交付します。

8 加工センター利用促進事業

202万円

松山・帖五区の加工センターでは、味噌やふくれ菓子をはじめ、甘酒、ゆべし、めんつゆ、焼肉のたれ、山菜おこわなどを加工できるほか、郷土料理の伝承や仲間づくり、技術習得の場として利用できます。



9 農業サポートセンター事業

21万円

新規就農、農業経営、法人化等あらゆる農業相談のほか、経営段階に応じた伴走型の相談支援を行い、担い手確保や農業の持続的な推進を図ります。また、使用していない農機具等の農業用資材の情報を収集し、広く提供することで新規就農者等の財政的負担の軽減を図ります。

10 経営所得安定対策事業

1, 285万円

食用米について、「生産の目安」を情報提供し、実効性のある需給調整の取組を支援します。

また、加工用米や野菜等の生産振興など水田のフル活用を推進し、稲作農家の経営安定と本市の特色を生かした生産性の高い水田農業の確立を図ります。

○作物グループ

【事業内容】

1 活動火山周辺地域防災営農対策事業

9億6, 223万円

桜島の降灰により野菜、お茶が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっているため、ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図ります。

・補助率：事業費の65%以内





2 かごしまの農業未来創造支援事業

1, 793万円

重点品目の高品質生産等のため、生産安定機材の導入に対して助成し農家経営の安定を図ります。

- ・補助率：事業費の1／3以内
但し、上限は1,000万円



3 農地耕作条件改善事業

1億9,536万円

サツマイモ基腐病のまん延防止や発生予防を図るため、病害虫対策が必要な地域で、排水対策や土層改良に対して支援するとともに、農業競争力の強化を図ります。

- ・反転耕 10a 当たり20万5千円
- ・混層耕 10a 当たり1万5千円
- ・堆肥施用 10a 当たり1万5千円
- ・明渠排水 100m 当たり1万円



4 土壌分析推進事業

140万円

化学肥料価格の高騰による農家の経営圧迫を軽減するため、土壌分析による施肥設計を推進し、化学肥料の低減及び経営安定を図ります。

- ・1事業者2ほ場までの土壌分析を支援

5 畑地かんがい営農推進事業

153万円

水利用による計画的な生産を推進し、生産性や付加価値の高い作物の拡大を図るため、曾於地域畑地かんがい営農推進本部と連携し、広報紙やホームページ等での情報提供やイベントにおける普及啓発を行うとともに、畑かん受益地の実態調査を行います。

6 有害鳥獣捕獲事業

1,704万円

イノシシやサルなどの有害鳥獣による農作物等への被害を防ぐため、「個体数を減らす」「侵入を防ぐ」「寄せ付けない」取組として、市猟友会と連携して、猟銃や罠による駆除を行い、農作物被害の拡大防止に努めます。

また、地域ぐるみで一体的に農地の侵入防止柵を設置する組織の支援や、個人での電気柵導入の支援を行います。





7 農業用廃プラスチック類適正処理対策事業

12万円

農産物の生産に供した農業用廃プラスチック類を適正に処理するため、関係機関・団体等が協力し、環境保全と資源の有効利用に努め、地域農業の健全な発展を図ります。

8 茶業振興大会事業

241万円

九州で第2位となる1,241haの栽培面積を誇る全国でも有数の茶産地として、国や県の製茶品評会への出品を推進し、栽培・製造技術の向上を図るとともに、上位入賞による志布志市で生産されるお茶「しぶし茶」の銘柄確立を図ります。



9 環境保全型農業直接支払交付金事業

4,266万円

農業生産による環境への負荷を低減するため、有機農業への取組や緑肥等の作付け、減農薬・減化学合成農薬の取組に対し支援を行います。

＜補助額10a当たり＞

有機農業の場合	1万4千円
緑肥の施用	5千円



10 産地生産基盤パワーアップ事業

775万円

農業用機械をリース導入し、効率的な耕うんによる生産性の向上を図り、生産面積の拡大につなげます。

・補助率：事業費の1/2以内

○畜産グループ

【事業内容】

1 畜産振興協議会事業

251万円

生産者団体と農協・市が一体となって畜産に係る活動の連携と振興方策の推進、関係機関との連携を促進することにより、農家の所得向上と畜産振興を図ります。

2 高品質生産対策事業

1,760万円

肉用牛・乳用牛・豚の優良種畜保留導入を支援し、素畜の資質改善を図り、畜産経営の維持向上に資するため支援を行います。

- (1) 肉用牛は曾於中央家畜市場から導入・保留した子牛展示品評会出品の子牛とし、導入後3か月以上を対象、並びに曾於中央家畜市場から導入・保留した子牛展示品評会出品牛以外で、曾於地区共進会に出品した育成牛を対象とします。



- ① 市内産最優秀賞：1頭12万円の助成
 - ② 市外産最優秀賞：1頭8万円の助成
 - ③ 優秀賞：1頭5万円の助成
 - ④ 曾於地区共進会最優秀賞：1頭12万円の助成
 - ⑤ 曾於地区共進会優秀賞：1頭8万円の助成
- (2) 豚は12か月齢未満の外部導入の育成種豚とし導入後3か月以上を対象とします。

- ① 雄 1頭：1万5千円の助成
※飼養頭数の3分の1以内で10頭が上限
 - ② 雌 1頭：1万円の助成
※飼養頭数の3分の1以内で30頭が上限
- (3) 乳用牛は自家保留または24か月齢未満の導入牛とし保留・導入後3か月以上を対象とします。
1頭：5万円の助成



3 肥育経営支援対策事業

1,080万円

曾於中央家畜市場の子牛セリ市より導入した市内産肥育素牛の購入支援を行うことにより、肉用牛肥育経営基盤の維持を図ります。

黒毛和牛：4万円

4 畜産施設整備支援事業

130万円

畜産経営における規模拡大に伴う施設整備について、支援を行うことにより、畜産経営の基盤強化を図ります。

- (1) 畜舎：新設で牛糞等が地下浸透及び流出しない施設として、環境に配慮した構造とする。なお、豚舎及び鶏舎の場合は、野生動物等の侵入を防止し、防疫体制の強化が図られる構造とします。
 - ・事業費の1/3以内 但し上限は80万円 ※増頭要件があります
- (2) 堆肥舎・尿溜槽：新設で飼養頭数、排せつ物量等を十分に考慮した構造とし、側壁や屋根を有し地下浸透及び流出しない施設
 - ・事業費の1/3以内 但し上限は50万円



牛舎



堆肥舎



5 肉用繁殖雌牛導入事業〔貸付金〕 1,485万円

市と農協で資金造成を行い、肉用牛繁殖農家へ無利子で資金を貸し付け、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

＜1頭当たり貸付限度額及び貸付期間＞

- ① 子牛 上限70万円 5年 ② 妊娠牛 上限80万円 3年

6 乳用牛導入事業〔貸付金〕 210万円

市が酪農組合を通じて酪農家へ無利子で資金を貸し付け、乳用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

＜1頭当たり貸付限度額及び貸付期間＞

- ① 妊娠牛 上限70万円 3年

7 肥育経営安定対策貸付基金事業 基金貸付

肥育農家が曾於中央家畜市場の子牛セリ市より子牛を肥育素牛として購入した場合、市の基金により無利子で資金を貸し付け、肥育農家の経営安定を図ります。

＜1頭当たり貸付限度額及び貸付期間＞

- 上限60万円 2年以内

8 家畜伝染病侵入防止対策事業 618万円

海外悪性伝染病及び豚熱等の侵入防止対策に対して支援を行うことにより、畜産経営の維持を図ります。

(1) 消毒機器設置

- ① 消毒ゲート設置：農場出入口の車両消毒用ゲートの設置

・事業費の1／3以内 但し上限は20万円

- ② 消毒ゲート設置（動噴）：農場出入口の車両用消毒動噴（固定式）

※動力噴霧器（モーター式）

・事業費の1／3以内 但し上限は5万円

(2) 野生鳥獣侵入防止対策：畜舎等への防鳥ネット等設置、又は農場内への鳥獣侵入防止柵等の新設

- ① 防護（防鳥）ネット・柵等

・事業費の1／3以内 但し上限は20万円

(3) 消毒資材：市畜産振興協議会を通じて、消毒資材購入の一部支援を行い、市内の全畜産経営体に対し消毒資材を配布

9 高齢者等畜産奨励金事業 550万円

70歳以上及び単身女性経営者に対し、子牛の市場出荷を奨励することにより、畜産基盤の維持・確保を図ります。

5千円／頭（上限10頭とします）

10 畜産共進会等謝礼事業

857万円

家畜の改良と飼養管理技術等の向上を図るため、市、曾於地区、県共進会、全国ホルスタイン共進会等の各段階における共進会等開催や出品支援を行います。



県畜産共進会

11 家畜損耗防止対策事業

240万円

乳用牛の暑熱対策を行うことにより生産性を向上し、酪農経営の維持を図ります。

- ・事業費の1／3以内 但し上限は80万円

12 鳥害防止対策事業

200万円

カラスによる家畜への被害を軽減するため、侵入防止又は抑制する機器等の整備に対し助成を行うことにより、家畜の商品性の向上を図ります。

- ・事業費の1／2以内 但し上限は10万円



有明庁舎474-1111（内線 142・143・146・147）
志布志庁舎472-1111（内線 474）
松山庁舎487-2111（内線 253）

○耕地グループ

【事業内容】

農業用施設（農道・用排水路等）の調査計画及び農業農村整備事業（土地改良事業）・農地及び農業用施設の新設・改良事業、農道等の維持管理・災害復旧事業に関する業務を行います。

1 農地総務費

777万円

(1) 総務費

事務事業推進に伴う事務費・各種協議会団体への負担金に要する費用です。

(2) 農村公園管理費

本市には、農業集落居住者の憩いの場となる農村公園として、「清流の里高下谷農村公園」があります。この場所を利用される方々が快適に利用していただくために、公園内施設の維持・管理を実施しています。



2 農地整備費

2億8,916万円

土地改良事業とは、農業の生産性向上や農業構造の改善を目的に農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤整備を実施するものであり、事業規模や事業費などにより、国営事業、県営事業、団体営（市や土地改良区など）事業に分類されます。

(1) 県営土地改良事業（事業主：県）

事業名	地区名	事業概要	備考
中山間地域総合整備事業	志布志	ほ場整備42.6ha H25～R12	国：55% 県：30% 市：15%
農地環境整備事業	蓬原中野	ほ場整備23.0ha H31～R7	国：55% 県：30% 市：15%
経営体育成基盤整備事業	上門	ほ場整備 32.4ha H28～R7	国：55% 県：28.50% 市：16.50%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	曾於東部	加圧ポンプ、減圧弁など更新 R5～R10	国：55% 県：25% 市：20%



農業水路等長寿命化・防災減災事業	曾於南部	加圧ポンプ、減圧弁など更新 R 6 ～ R11	国：55% 県：25% 市：20%
水利施設等保全高度化事業	蓬原	取水ゲート、沈砂池ゲート、用水路など更新 R 6 ～ R10	国：50% 県：25% 市：25%

(2) 団体営土地改良事業（事業主：市）

事業名	地区名	事業概要	備考
かごしまの農業未来創造支援事業	上門	用水路整備 L=92m R6～R7	県：40% 市：60%
農地耕作条件事業	中村二期	用水路整備 L=1,020m R 6 ～ R 8	国：55% 県：15% 市：30%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	牛ヶ迫	用水路整備ゲート一式 R 7 ～ R 8	国：55% 県：22.50% 市：22.50%
地方創生道整備交付金事業	広域農道	舗装補修 L=1,000m	国：50% 市：50%
単独土地改良事業	受益管理者への助成 ・生コンや砕石の材料支給 ・用水施設や暗渠排水施設に対する補助		

事業説明会の様子



ほ場整備実施中の様子



更新予定の取水ゲート



整備中の取水施設





(3) 多面的機能支払交付金事業

農業用施設の維持管理活動は、土地改良区、受益者を中心に行われてきましたが、高齢化・過疎化・混住化により、その存続が危惧されるようになってきました。

本事業では、農業者のみ又は農業者とその他の者

(地域住民、自治会及びその他団体等)で構成し活動を行う農地維持支払と、農業者とその他の者(地域住民、自治会及びその他団体等)で構成し活動を行う資源向上支払により農村環境の保全、農業用施設の長寿命化、併せて地域の共同活動等の活性化を図ります。令和6年度末現在で、24組織、約1,630haの農地を本活動により保全しており、令和6年度には、その数を増やす計画です。

(交付金負担：国50%、県25%、市25%)





3 土地改良費

1 億 1, 4 7 8 万円

国営及び県営付帯畑地かんがい事業で造成された施設（曾於東部及び曾於南部地区）を適正に管理し、安定した水の供用により、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図ります。

	受益面積	事業及び概要	備考
曾於東部	3,130ha（畑地） 志布志市 2,130ha 曾於市 1,000ha	・基幹水利施設管理事業 基幹水利施設であるダム・頭首工・揚水機場施設などの維持管理（志布志市が代表して管理）	国：1/3 県：3/10 残りを関係市で面積按分
曾於南部	4,000ha（畑地） 鹿屋市 317ha 志布志市 1,879ha 大崎町 1,804ha	・基幹水利施設管理事業 基幹水利施設であるダム・揚水機場施設などの維持管理（鹿屋市が代表して管理） ・水利施設管理強化事業 国営・県営付帯事業で造成した、中央管理所及び揚水機場施設などの維持管理（大崎町が代表して管理） 地域用水環境整備事業 国営事業で造成した小水力発電所の更新（曾於南部土地改良区が管理）	国：1/3 県：3/10 残りを関係市で面積按分 国：50% 残りを関係市町で面積按分 国：50% 県：15% 残りを関係市で面積按分 改良区：5%

農業用水ダムの様子



曾於東部地区（中岳ダム）



曾於南部地区（輝北ダム）



4 農林水産業施設災害復旧事業（農地・施設）

648万円

梅雨、台風等の異常な自然現象により災害を受けた農地・農業用施設（農道や用排水施設等）を原形復旧することを目的とします。

また、災害が原因で詰まった用排水路の土砂撤去や倒木等により通行不能となった農道の倒木撤去等を早急に行い、営農に支障がないよう対応する費用です。

(1) 補助災害

<採択要件>

- ① 被災時の24時間雨量が80mm以上であること、又は1時間当たりの雨量が20mm以上であること。
- ② 現年発生災害であること。
- ③ 受益戸数が農地1戸以上、農業用施設2戸以上であること。
- ④ 被災額（事業費）40万円以上。

<補助率、負担割合>

農地	国(基準)50%	(市)40%	(受益者)10%
農業用施設	国(基準)65%	(市)35%	



被災直後



完成

(2) 単独災害

① 農地災害

公共災害に該当しない5万円以上、40万円未満の農地災害は、農地災害復旧補助金等交付事業で対応します。

農地災害復旧事業について、農家負担の軽減と農業経営基盤の安定を図るため、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付基準は、農地災害復旧事業に要する経費とし、原則として原形復旧とします。

復旧工法は崩土除去及び盛土の重機作業による土木工事を原則とした農地等の機能維持に必要な最小限度のものとし、事業費の80%以内を補助金として交付します。



② 鳥獣害復旧事業

有害鳥獣により被害を受けた農地に対して、農家負担の軽減及び農業経営基盤の安定を図るため、補助金を交付します。

補助金は事業費（5万円以上40万円以下）の3分の1以内を限度として予算の範囲内で交付します。

交付基準や復旧工法等は、農地災害復旧事業に準ずるものとします。



イノシシによる農地被害状況

○林務グループ

【主な仕事】

1 森林・林業の振興

公益的機能を有し、安全で豊かな市民生活の形成に大きな役割を果たしています。このことから、環境整備、病虫害防除、治山事業、林道の整備及び維持管理、災害復旧に関する業務により森林環境の保全に努めます。

また、特用林産物（シキミ、椎茸等）の産地化、ブランド確立に向けた支援を実施するとともに、火入れ許可、伐採の届出に関する事務、市有林の管理など、森林・林業の振興を推進していきます。

2 森林炭素マイレージ交付金事業

25万円

地球温暖化対策の取組を促進するため、鹿児島県が定める「かごしまCO₂吸収量等認証制度」により、CO₂固定量認証を受けた建築主が行う森林吸収源対策に寄与する行為（照明設備のLED化等）に対し、交付金を交付します。





3 未来につなぐふるさとの森事業

622万円

適切な森林整備を通じた森林資源の循環利用による木材生産の増大と持続的な森林経営の確立に資するため、間伐及び下刈り並びに再造林を実施する森林所有者等に曾於地区森林組合をとおして補助金を交付し、地域の環境保全と次世代へ引き継ぐ森林資源の適正な管理を図ります。

- (1) 間伐 30,000円／ha 40ha
- (2) 再造林 68,000円／ha 40ha
- (3) 下刈 15,000円／ha 150ha (補助率 市100%)

4 森林病虫害等防除事業

1,083万円

多面的・公益的機能の高い健全な松林を保持するため、森林病虫害等による被害防止のための防除作業を実施し、被害の蔓延防止、保健的機能や保安林機能の維持、増進に努め、市民に親しまれる松林の保全を図ります。



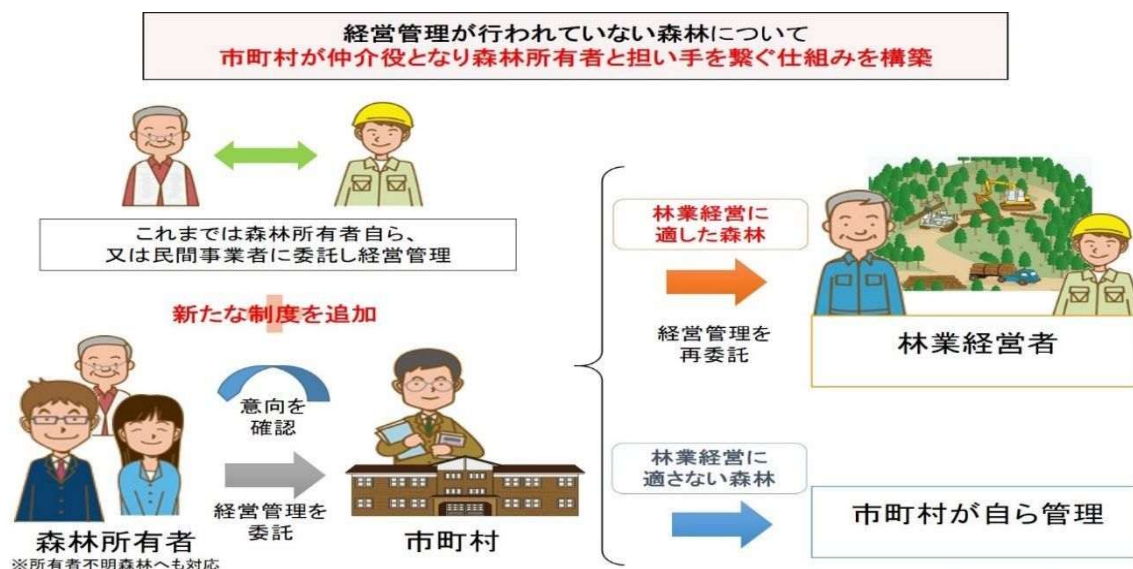
スパウターによる地上散布

- (1) 松くい虫伐倒駆除事業 200m³
- (2) 松くい虫特別防除（地上散布）事業 11ha（補助率 県100%）
- (3) 松くい虫特別防除（地上作業）事業 17ha（補助率 県100%）
- (4) 樹幹注入防除事業 381本

5 森林経営管理事業

5,598万円

森林所有者自ら森林の経営管理を実行できない森林を市町村が経営管理権を取得して、林業経営に適した森林は意欲と能力がある林業経営者に委ねて、森林資源の適切な管理を行います。





6 治山事業

109万円

市内の山腹崩壊危険箇所において、山腹の点検・現地調査や事業の採択に向けた事務手続きを行います。集中豪雨等により、山腹崩壊が発生した場合にも被害状況や、受益者申請において保全工事が実施されることとなります。

事業を実施する場合の事業費の負担割合の例

(1) 県営治山事業（事業主体：県）

県90%市10%

(2) 県単治山事業（事業主体：市）

県50%市40%受益者負担10%

また、治山施設に軽微な破損があった場合は、応急作業を行います。

有明庁舎474-1111（内線 151・152・153）

志布志庁舎472-1111（内線 461・462・464・465・469・470・472）

松山庁舎487-2111（内線 252・253・254）

○道路建設グループ

【主な仕事】

本格的に、国の直轄事業である東九州自動車道の整備（志布志ICから仮称夏井IC）が進んでいます。都城志布志道路が開通したことにより、南九州地域の物流拠点港湾「志布志港」の周辺の道路は、さらに重要な役割を担っています。

市民が安全安心に生活をするため、良好な生活環境を維持し、活力ある地域づくりの発展を推進していくため、目的に応じた整備を図ります。

東九州自動車道・都城志布志道路へのアクセス道路の整備、生活に密着した幹線及び補助幹線道路の整備に努め、舗装の更新の維持管理、道路改良により、交通移動時間の短縮、輸送コストの軽減、交通量の増加に伴う渋滞の解消及び歩道設置を行う交通安全対策等、投資効果を考慮した道路整備を進めます。

また、道路の資産を管理する予算の平準化を図るため、橋りょうを長持ちさせる長寿命化事業の予算も計上しています。

【事業内容】

1 土木総務費

1億6,095万円

道路事業を行うための職員給与及び会計年度任用職員の報酬、事務用品の購入、事務機器の保守、各種協議会団体への負担金に要する費用です。

2 道路維持費

3億4,950万円

市道の維持管理に要する費用で、市道の伐採、側溝の清掃等、道路管理者が行う維持管理の費用です。舗装が傷んだ路線の舗装修繕や排水不良となっている路線の側溝設置等を行います。

また、集落内の道路において、維持管理の軽減を図り、良好な住環境整備に應えるための集落道の整備もこの予算内で行います。

市道認定等に伴う道路台帳の更新費用及び維持作業に使用する重機類の維持管理費用も含まれます。また、令和4年度より新たに宅地の法面災害を防止するとともに、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進するため、法面の防災工事を行う際の費用について助成を行っています。

① 道路維持補修事業



道路整備（舗装）実施状況



メンテナンスフリー工事实施状況

② 橋りょう長寿命化修繕事業



橋りょう定期点検状況



補修工事完成の大原跨道橋

3 道路新設改良費

3 億 3, 7 4 7 万円

市道路線の新設及び改良に必要な用地費及び補償費、計画調査における測量設計業務・用地調査委託料、工事に要する工事請負費等を計上し、これらに係る建設係担当職員給与等の事務経費も含まれます。

(1) 社会資本整備総合交付金事業（国の補助事業）

① 道路改良事業

甘割線・坂上 1 号線・清水 2 号線
高尾 5 号線・上ノ浜波見線・外之牧 2 号線
安楽線・上ノ浜押切線・横尾下横峯線
野添平城線



市道外之牧 2 号線

(2) 地方創生道整備推進交付金事業（国の補助事業）

① 道路改良事業

一丁田宇都鼻線

② 舗装修繕事業

吉村押切線・グリーンロード志布志線
吉村山ノ口 1 号線・鍋字尾 1 号線

(3) 合併特例債事業

一丁田宇都鼻線（局部改良）

(4) 県単道路整備事業（県営事業負担金）

塗木大隅線（尾野見工区）・塗木大隅線（大越 2 工区）
塗木大隅線（田之浦工区）・今別府串間線（田床 2 工区）
宮ヶ原大崎線（山重 2 工区）



市道吉村山ノ口 1 号線



県単道路整備事業（県道改良工事）の整備状況

4 東九州自動車道及び曾於志布志道路の事業推進

4 2 8 万円

(1) 東九州自動車道

東九州自動車道は、北九州市を起点に大分県、宮崎県を経て鹿児島市に至る全長約 436 km の高速自動車国道です。

現在「油津 IC～南郷 IC」間の 6.4 km と「奈留 IC～夏井 IC」間の 14.1 km が工事着手され、用地取得や改良工事を実施しています。また、令和 6 年 4 月に未事業区間の「南郷 IC～奈留 IC」間 13.3 km の新規事業化が発表され、東九州自動車道の全てが事業化されることとなり、全線開通に向け大きく前進することになります。

(2) 曾於志布志道路

東九州自動車道は、令和 3 年 7 月に「志布志 IC～末吉財部 IC 間」が供用し、さらに都城志布志道路は、令和 7 年 3 月に全線開通いたしました。

今後、東九州自動車道と都城志布志道路の 2 つを結ぶ曾於志布志道路を新たに整備することにより、更なる利便性の向上、農林水産物の輸送時間の短縮、近隣医療センターへの迅速な救急搬送、広域観光の拡大、交流人口の増加などが実現し、南九州圏域全体の地域活性化が図られます。

また、大規模災害時に救命、救急、支援物資の輸送におけるダブルネットワークの効果が期待されます。

○建築住宅グループ

【主な仕事】

- 市営住宅の入退去や住宅使用料の徴収に関すること
- 市営住宅の適正な維持管理、及び市有建築物の営繕に関すること
- 建築物における相談、建築確認申請等の受付に関すること
- 屋外広告物（看板・広告物等）の許可業務及び手数料徴収に関すること
- 道路占用等の許可業務及び手数料徴収に関すること
- 市内事業者を利用した住宅のリフォーム等に対する助成に関すること
- がけに近接した対象の住宅を、安全な場所へ移転される方への一部補助に関すること（がけ地近接等危険住宅移転事業）

【事業内容】

1 住宅管理費

3, 4 0 1 万円

- (1) 市営住宅（公営・特公賃・単独住宅）の入退去及び住宅使用料の徴収に関する仕事をしています。市が管理する住宅総数は、462 戸あります。

また、市営住宅申込みは、随時受付をしておりますので、お気軽にお問合せください。（募集情報は、常に市のホームページに掲載しています。）

<管理戸数>

地域・種別	公営住宅	特公賃住宅	単独住宅	計（戸）
有明地域	90	8	0	98
志布志地域	188	0	2	190
松山地域	93	38	43	174
計	371	46	45	462

その他、市営住宅に、快適に住んでいただくために、既存市営住宅及び住宅敷地の有効活用をはかりながら維持・管理・修繕を行っています。

- (2) 市民の住環境の改善と、市内の産業の活性化を目的として、市内に存する住宅にお住まいの方に対し、市内の業者を利用して住宅のリフォームを行う際、以下の助成制度を設けています。また、安全な住環境の整備を促すため、リフォーム工事に耐震診断及び耐震改修工事分を加算することが可能です。

<助成金額>

①住宅リフォーム助成	対象工事費の15%	上限15万円
②耐震診断助成	対象経費の2／3	上限6万円
③耐震改修助成	対象工事費の1／3	上限30万円
④危険ブロック塀改修撤去助成	対象工事費の50%	上限15万円
⑤止水板設置助成	対象工事費の2／3	上限50万円
⑥感震ブレーカー改修助成	対象工事費の1／2	上限3万円

住宅と道路との境界に設置されているブロック塀等においては、地震発生時に倒壊による人命への被害や通路の閉鎖を未然に防止するため、危険と判断されたブロック塀に対して撤去及び改修工事にかかる助成制度を設けています。

危険ブロック塀改修撤去助成



撤去前



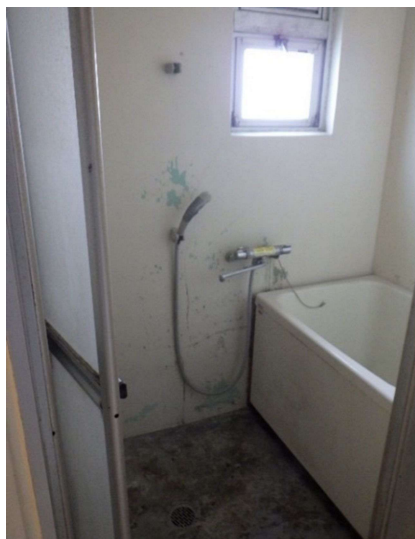
撤去後

2 住宅建設費

1 億 1 6 6 万円

現在供給されている市営住宅は、建設から数十年経ち、改修の時期を迎えています。今後も安定した住宅の供給を行うため、機能性の向上等、環境改善の改修を行い、既存の住宅をより長く快適で安全に使えるよう整備を進めています。

住環境の整備（浴室のユニットバス改修）



改修前



改修後

○都市計画グループ

【主な仕事】

都市計画とは、都市の将来あるべき姿を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備等を行い、都市を適正に発展させる方法や手段になります。

本市においては、3,051haの都市計画区域を決定し、そのうち、569haの用途地域を定めており、適正なまちづくりを図るよう「志布志市都市計画マスタープラン」に基づき将来のまちづくりを計画的に進めております。

また、公園や下水路などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要なものでありますので、適切な維持管理を行っております。

【事業内容】

1 都市計画事業

6 1 1 万円

本市では、人口減少や高齢化社会に対応した持続可能なコンパクトなまちづくりを実現するため、基本的な方針や医療・福祉・商業等の都市機能や居住地の立地を誘導すべき区域を定め、区域に講じる施策等を示す計画を令和6年度から8年度にかけ策定します。（立地適正化計画）

年 度	作業内容	備 考
令和 6 年度	・ 上位計画と課題の整理 ・ 市民意向調査	
令和 7 年度	・ まちづくり方針の検討 ・ 目指すべき都市像の設定 ・ 居住及び都市機能誘導区域の設定	
令和 8 年度	・ 各誘導区域における数値目標の設定 ・ 評価手法の検討 ・ 立地適正化計画策定	計画策定時は、市民の方々からの御意見を頂き参考とします。



2 危険廃屋解体撤去事業

1, 800 万円

市内の景観と住環境の向上や安全確保を目指し、市内に点在している老朽化した住宅や附属家の解体を進めるため解体費用を補助しています。

※住宅解体費用 1 / 3

※附属家解体費用 1 / 3

(上限 30 万円)

(上限 15 万円)

3 公園管理事業

2, 670 万円

都市公園は、利用者へ休養・休息や様々な余暇活動、スポーツ・運動、地域コミュニティ活動等の場であり、公害や災害を緩和・防止する空間としてとても重要な役割があることから、市民の皆様が快適に利用していただくため、遊具の安全点検・補修、トイレの清掃、緑地樹木の管理等を行っています。

なお、大浜緑地（志布志駅付近の緑地公園）には、様々な方が集まるにぎわい創出の場として、令和 7 年度から 9 年度にかけ、駐車場の増設や新しい遊具等導入を計画しています。



整備予定の「大浜緑地」

4 都市下水路管理事業

2, 910万円

都市下水路は、主に市街地内における雨水を速やかに排除し浸水による被害を防ぐ施設であることから、流下能力を低減させないよう、適切な維持管理を行い、地域住民の快適な生活環境の維持を図ります。

なお、多発する浸水被害対策として、現在の都市下水路を「雨水公共下水道」と位置づけ、今後の整備指針とします。



都市下水路 現況

5 特殊地下壕対策事業

30万円

特殊地下壕とは、戦時中に旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空壕・防火水槽を言います。現在までに確認され、管理されていない特殊地下壕は全て埋め戻し、壕口封鎖等の対策を行っております。今後、新たに発見される特殊地下壕についても、速やか対応していきます。



6 用地業務事業

500万円

市道路線等の拡幅や災害復旧工事を実施するうえで、用地等の確保が必要な場合、適正・公平な補償を行い、用地を取得する業務を行っています。

工事が円滑に実施できることで、住環境の向上も図れることから、引き続き、御協力をお願いします。

○土地開発公社

【主な仕事】

土地開発公社とは、公有地の拡大の推進に関する法律により市が設立した特別法人として、建設課内で業務を行っています。

公社では、高速道路用地、工業団地用地等の先行取得（前もって土地を確保すること）代替地の確保、宅地造成事業等を行っています。

最近では、東九州自動車道用地確保支援、インター工業団地用地の取得を実施しました。

【事業内容】

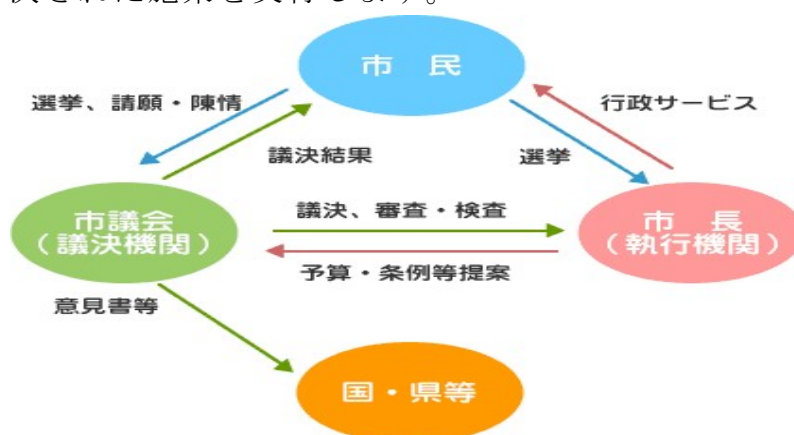
1 議会費

1 億 7, 3 9 1 万円

(1) 議会の役割

志布志市を住みよいまちにしていくために、選挙によって市民の代表者を選び、市民に代わって市政の運営を委ねられる代表者が「市議会議員」と「市長」です。

議会は、20 人の議員で構成され、市政を進める上での様々な議案を審査し、市政が正しく推進されているかをチェックします。一方、市長は、市議会で審議し可決された施策を実行します。



(2) 議会活性化への取組

平成 25 年 12 月に制定された志布志市議会基本条例の様々な事項を具体的に推進していくため、議員全員で協議し議会活動の活性化に努めます。併せて、市民の皆様と情報や意見を交換しながら開かれた議会づくりを推進します。

(3) 議会の運営

① 本会議

本会議は、議会の最終的な意思の決定が行われるもので、定例会と臨時会があります。定例会については、年 4 回（原則として 3 月・6 月・9 月・12 月）開かれます。



一般質問の様子

② 常任委員会

議会で取り扱う案件は、内容が広範化、複雑化しているものが多くなっています。常任委員会は、それらをいくつかの部門に分けて効率的な審査を行うことを目的として設置されています。

各委員会の名称、所管事項は次のとおりです。

・総務常任委員会 定数 7 人

総務課、財務課、総合政策課、コミュニティ推進課、みなと振興課、税務課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、他の常任委員会の所管に属さない事項

- ・文教厚生常任委員会 定数 7 人
市民環境課、福祉課、健康長寿課、こども子育て課、教育委員会
- ・産業建設常任委員会 定数 6 人
シティセールス課、農政畜産課、耕地林務課、建設課、農業委員会、水道課
- ・予算常任委員会 定数 19 人（議長を除く全議員）
一般会計予算に関する事項

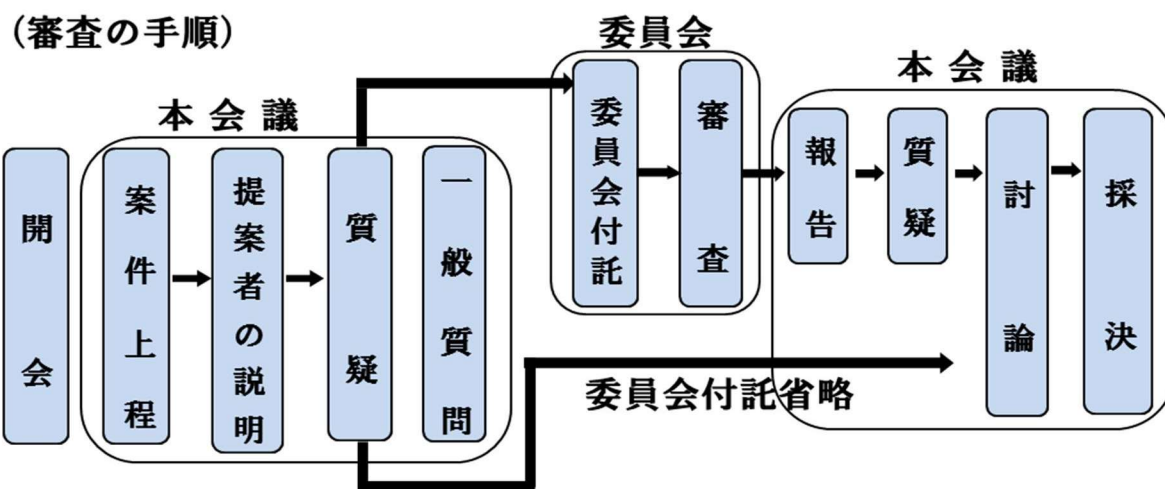
③ 議会運営委員会

各常任委員会から選出された 7 人の委員で構成され、議会を円滑に運営するため、議会の運営に関する事項、議案等の取扱い等について審査します。

④ 特別委員会

複雑で重要な事件や特に定めた事件の調査及び審査を行うために、次のような委員会を設置します。

- ・広報等調査特別委員会 6 人
- ・決算審査特別委員会 18 人（議長及び議会選出監査委員を除く全議員）



(4) 議会中継放送業務

本会議の様態を広く公開し、より開かれた分かりやすい議会を実現するため、ケーブルテレビの市民チャンネルやインターネットを活用し、本会議のライブ中継と録画による再放送を行います。

(5) 政務活動費の交付及び審査

政務活動費は、市民の声を市政に反映させる活動及び福祉の増進を図るための調査・研究活動に対して、会派又は議員個人に支給される申請方式の交付金です。市政の各分野について、先進事例の調査や防災等に役立てる目的で現地視察を行い、一般質問で取り上げるなど、政策提言へ大きく活用されています。なお、政務活動費の支出には厳しい制限が設けられており、チェックする体制も整えられています。



教育総務課・給食センター

教育委員会	472-1111（内線311・312・313）
有明分室	474-1111（内線231）
松山分室	487-2111（内線262）
学校給食センター	474-0366

○総務施設グループ

【主な仕事】

教育委員会の会議の開催、奨学金に関すること、就学援助に関すること、児童生徒の就学、転学、学級編制に関すること、小中学校の運営予算や学校用備品の整備に関することを主に担当しています。

【事業内容】

1 教育委員会費 244万円

教育委員の報酬、旅費等です。

2 事務局費 7,795万円

各種委員会、会計年度任用職員の報酬、事務局旅費、各種負担金などです。

3 教職員住宅管理費 774万円

教職員住宅の修繕など、維持管理の経費です。

4 小・中学校費

(1) 学校管理費 2億6,803万円

市内の小中学校21校の学校助手、司書補等の報酬、授業等に必要な消耗品、備品、学校施設の光熱水費、修繕料などの経費です。

(2) 施設整備費 10億8,451万円

小中学校施設の、安全性の向上や教育環境の整備を図るための経費です。小中学校の老朽化した校舎、屋内運動場及び屋外施設を安全に利用するための改修工事を行います。また、特別教室への空調設置に加え、防犯設備、LED照明及びトイレ環境の整備を行います。令和8年度開校に向けた伊崎田学園を施設一体型の小中一貫校へ整備します。

(3) 教育振興費 1億5,634万円

児童生徒が授業などで使用する備品購入費、タブレット更新に伴う賃借料、コンピュータ等の保守委託料、小規模特認校へ通学する児童の通学タクシー委託料、志布志中学校通学バス運行業務委託料、準要保護世帯の児童生徒への就学援助費（学用品費、修学旅行費、自転車購入費等）などの経費です。

○学校給食センターグループ

【主な仕事】

学校給食センターでは、市内の小学校16校、中学校5校に、1日に2,700食を年間194日提供しています。

【事業内容】

1 学校給食センター費



教育総務課・給食センター

(1) 給食センター管理費等

2億1,550万円

運営審議会委員報酬、光熱水費、施設及び調理器の修繕料、給食調理配送業務の委託料等です。

(2) 学校給食費無償化事業

1億4,015万円

児童及び生徒を養育している世帯の学校給食費を全額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援しています。

<給食費月額>

小学校 4,900円 中学校 5,800円



令和7年度市立小中学校児童生徒数・学級数（令和7年4月7日現在）

学 校 名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援	計
松 山 小	4 (1)	9 (1)	8 (1)	11 (1)	8 (1)	11 (1)	4 (2)	55 (8)
泰 野 小	2 (1)	4 ()	7 (1)	3 ()	10 (1)	7 (1)	5 (3)	38 (7)
尾野見小	7 (1)	10 (1)	5 (1)	13 (1)	10 (1)	10 (1)	7 (2)	62 (8)
志布志小	26 (1)	34 (1)	29 (1)	44 (2)	36 (2)	43 (2)	29 (6)	241 (15)
香 月 小	31 (1)	32 (1)	30 (1)	34 (1)	40 (2)	30 (1)	18 (3)	215 (10)
潤ヶ野小	5 (1)	2 ()	6 (1)	3 ()	(1)	4 ()	7 (2)	27 (5)
安 楽 小	27 (1)	48 (2)	29 (1)	36 (2)	33 (1)	38 (2)	21 (4)	232 (13)
田之浦小	1 (1)	1 ()	6 (1)	2 ()	5 (1)	2 ()	()	17 (3)
森 山 小	3 (1)	2 ()	1 (1)	3 ()	2 (1)	2 ()	4 (1)	17 (4)
伊崎田小	8 (1)	8 (1)	10 (1)	11 (1)	10 (1)	12 (1)	3 (2)	62 (8)
蓬 原 小	14 (1)	5 (1)	16 (1)	9 (1)	6 (1)	21 (1)	6 (2)	76 (8)
野 神 小	10 (1)	20 (1)	7 (1)	18 (1)	13 (1)	18 (1)	9 (3)	95 (9)
有 明 小	21 (1)	19 (1)	23 (1)	17 (1)	21 (1)	23 (1)	20 (3)	144 (9)
通 山 小	25 (1)	21 (1)	13 (1)	27 (1)	10 (1)	20 (1)	14 (2)	130 (8)
原 田 小	4 (1)	8 (1)	4 (1)	6 ()	6 (1)	11 (1)	5 (2)	44 (7)
山 重 小	3 (1)	6 (1)	8 (1)	6 ()	9 (1)	7 ()	3 (2)	42 (6)
合 計	191 (16)	229 (13)	201 (16)	243 (12)	219 (18)	259 (14)	155 (39)	1,497 (128)

学 校 名	1 年	2 年	3 年	特別支援	計
松 山 中	27 (1)	34 (1)	30 (1)	9 (3)	100 (6)
志布志中	129 (4)	123 (4)	136 (4)	31 (7)	419 (19)
有 明 中	43 (2)	35 (1)	36 (1)	8 (2)	122 (6)
宇 都 中	49 (2)	36 (1)	53 (2)	13 (3)	151 (8)
伊崎田中	10 (1)	16 (1)	10 (1)	3 (2)	39 (5)
合 計	258 (10)	244 (8)	265 (9)	64 (17)	831 (44)

() 内は学級数



教育委員会	472-1111（内線 322・326）
有明分室	474-1111（内線 231）
松山分室	487-2111（内線 262）

○学事グループ 学校教育グループ

【主な仕事】

学事グループは、児童生徒及び教職員の健康診断、新入学児の就学時健康診断、教科書無償給与、学校災害共済に関する事務、総合的な学習の時間及び社会科見学の予算執行、学力検査・知能検査の予算執行、各種記録会・審査会の表彰、中学校総合体育大会等の出場補助、学校運営協議会委員や学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱などの事務を担当しています。また、教職員の人事手続事務や臨時的任用職員の任用なども担当しています。

学校教育グループは、学校組織編制・教育課程・学習指導・生徒指導・進路指導・部活動指導に関すること、教職員の研修、特別支援教育、就学指導、学校保健・学校体育・学校安全・食に関する指導などを担当しています。また、外国語指導助手（A L T）・教育相談員・学びの多様化教室指導員・相談員・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなどの配置事業に関することも担当しています。



【栄養教諭と連携した食に関する指導】

【事業内容】

1 事務局費

1, 588万円

外国語指導助手（A L T）3名を全ての小・中学校に派遣しています。
A L Tの報酬・旅費・負担金などの経費です。

2 教育指導費

5, 083万円

特別支援教育支援員・小学校英語教育支援講師・理科観察実験アシスタント・I C T支援員等の報酬、教育相談員の謝金、総合的な学習の時間の経費、作文・図画・理科作品展の経費、子ほめ表彰の経費、知能検査・学力検査等の経費、教師用指導書の購入費、陸上記録会・音楽発表会、就学時健康診断の経費などです。



【志布志市小学校音楽発表会】

また、土曜学習教室（志学教室）、鹿児島大学等との連携による学力向上推進事業、道徳教育総合支援事業、いじめや不登校等に対応するための自立支援事業（学びの多様化教室「松風」）、スクールソーシャルワーカー配置事業、スクールカウンセラー配置事業を実施しています。



3 小学校費

(1) 学校管理費

1, 410万円

児童の内科・歯科・眼科・耳鼻科検診に伴う学校医の報酬や委託料、環境衛生検査等に伴う学校薬剤師の報酬、心臓検診や尿検査の委託料、教職員の健康診断・結核検診・胃検診・ストレスチェックの経費、児童が学校管理下で負傷した場合の学校災害共済給付事業の経費です。



【関係機関と連携した交通安全教室】

地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダーの配置）も実施しています。

(2) 教育振興費

243万円

学校の働き方改革の一環として、児童の成績処理、健康診断状況管理、指導要録及び学校事務などを統合している校務支援システムに係る経費です。

4 中学校費

(1) 学校管理費

595万円

生徒の内科・歯科・眼科・耳鼻科検診に伴う学校医の報酬や委託料、環境衛生検査等に伴う学校薬剤師の報酬、心臓検診や尿検査の委託料、教職員の健康診断・結核検診・胃検診・ストレスチェックの経費、生徒が学校管理下で負傷した場合の学校災害共済給付事業の経費です。

(2) 教育振興費

528万円

市費負担による英語技能検定の実施委託料や統合型校務支援システムに係る経費、市を代表して県中学校総合体育大会や県中学校音楽コンクール、九州中学校総合体育大会・全国中学校総合体育大会等に出場した場合は、出場補助金を支給しています。



【志学教室：夢プロジェクト（職業講話）】
（令和6年度講師 ロンドンオリンピックバドミントン
銀メダリスト 藤井 瑞希さん）



【道徳教育総合支援事業（志アップ講演会）】

教育委員会 472-1111（内線 331・332・335・338）

有明分室 474-1111（内線 231）

松山分室 487-2111（内線 262）

社会教育グループ

○社会教育

【主な仕事】

社会教育グループでは、家庭教育、成人教育及び青少年教育の充実を図るために、次の事業を行っています。

【事業内容】

1 家庭教育学級開設委託事業

124万円

保育園（認定こども園を含む）、幼稚園や小・中学校に家庭教育学級の開設を委託し、子育てに対する意識の向上を図るとともに、保護者相互の連携の強化を推進します。

2 PTA連絡協議会支援事業

60万円

保護者と学校が協力して学校教育や家庭教育に対する必要な活動を行うため、市PTA連絡協議会が行う各種事業等を支援します。

3 地域別高齢者学級

44万円

高齢者の仲間づくり、生きがいづくりの場として、いきがい大学（志布志地域）、開田の里すこやか大学（有明地域）、松山地区大学（仮称）及び城山大学（松山地域）を開講し、健康、運動、料理、園芸、防災などに関する学習や研修視察などを行います。



高齢者学級（運動教室）

4 地域女性団体連絡協議会支援事業

80万円

女性が地域活動に積極的に参加し、明るく住みよい郷土の振興を図るため市地域女性連絡協議会に補助金を交付し、各種大会の実施等を支援します。

5 条例公民館等維持管理事業

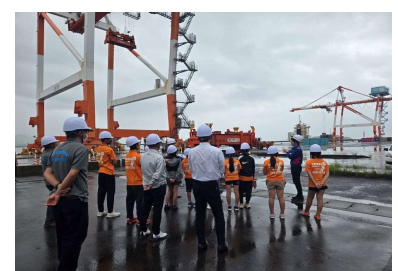
2,305万円

地域住民の融和や親睦、生涯学習の推進の場としての条例公民館施設等の維持管理を図ります。

6 子ども会育成連絡協議会支援事業

37万円

青少年の健全育成を図るために、市子ども会育成連絡協議会に補助金を交付し、子ども会活動を通じた各種事業の支援を行います。



志布志港探検

7 青少年研修事業

5 3 6 万円

異文化・異言語のアメリカの家庭及び学校生活を体験しながら、国際化時代にふさわしい自己の確立と自立心を学びます。また多様な人種、文化、習慣の違いを感じることで多様性を尊重する心を養い、多文化共生についての学びを深めます。



シアトル研修（高校生）

○生涯学習

【主な仕事】

社会教育グループでは、生涯にわたって学べる環境づくりと、文化芸術促進を図るために、次のような事業を行っています。

【事業内容】

1 生涯学習推進事業

(1) 生涯学習推進事業

2, 5 6 2 万円

本市の生涯学習事業を推進するため、NPO志布志生涯学習センターに委託します。

① 生涯学習講座の開設

生涯学習センターでは、公募講座（年12回）のほか、短期講座（年5回）及び体験学習講座の受講生を募集します。

② 生涯学習フェスティバルの開催

生涯学習講座で学んだ成果を2月の生涯学習フェスティバルで舞台・展示発表します。



生涯学習講座（生け花教室）



生涯学習フェスティバル

(2) 創年と子どものまち宣言事業

1 5 4 万円

まちづくりを実践する人財を育むことを目的として志布志創年市民大学を開校し、年15回のカリキュラムで、子どもフェスティバル、公開講座等を実施します。



創年市民大学講義



公開講座

(3) 生涯学習まちづくり出前講座（４８のメニューを用意しています。）

市役所職員等が講師となり、行政の取組、業務等をわかりやすく解説する生涯学習まちづくり出前講座を開催します。

(4) 施設維持管理事業

1, 843万円

生涯学習の場として利用されている有明開田の里公園及び農業歴史資料館の施設の管理・運営を指定管理者に委託し、利用しやすい施設の運営管理を図ります。



青少年芸術鑑賞事業

2 芸術文化推進事業

(1) 文化振興費

① 市青少年音楽祭の開催 92万円

市内の小・中学校、高校の吹奏楽部等を対象に発表の機会を提供します。

② 青少年の芸術鑑賞事業 182万円

青少年に優れた芸術鑑賞の機会を提供するために小・中学校を巡回し、体育館で演奏会等を実施します。

③ 市文化協会補助金 100万円

地域の文化振興の活動促進と連絡調整を図るために組織された市文化協会に助成します。

(2) 自主文化事業費

1, 271万円

市文化会館等で、コンサート等を開催し、市民の芸術文化の鑑賞の機会を提供することで、文化意識の向上を図ります。

(3) 文化会館費

文化施設の管理・運営を指定管理者に委託し、その必要な経費を指定管理料として支払います。また、音響・照明の操作について、専門の業者に操作等を委託します。

① コミュニティセンター志布志市文化会館指定管理料 2, 661万円

② やっちくふれあいセンター指定管理料 2, 113万円

③ 舞台吊物音響照明操作等委託業務 990万円

(4) 文化施設維持管理

市文化会館、やっちくふれあいセンター内の施設及び設備の老朽化による不具合を解消し、利用者の快適な施設利用を図ります。

① 市文化会館舞台天井音響反射板購入 296万円

② やっちくふれあいセンターホールステージ設備
ワイヤー取替修繕 795万円

③ やっちくふれあいセンター保健施設棟屋根
防水改修工事 1, 880万円

○スポーツ振興

【主な仕事】

社会教育グループでは、「成人の週1回のスポーツ実施率65%以上」を目標に、市民がだれでも、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しめる環境づくりのために、次のような事業を行っています。

【事業内容】

1 スポーツ活動の推進

(1) スポーツ推進委員設置事業

243万円

定期的にスポーツ推進委員会を開催したり、各種研修会に参加したりし、指導者としての資質向上を図りながら、社会体育の推進や地域でのスポーツ・レクリエーションの普及活動を実践しています。

(2) ニュースポーツ教室やイベントの開催

33万円

子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象に、県が提唱する「マイライフ・マイスポーツ運動」を推進するため、出前講座によるニュースポーツ教室や4種目の球技を体験できるボールゲームフェスタを開催します。

(3) スポーツ団体の育成及び各種大会への助成

505万円

市内のスポーツ団体に補助金を交付し、市民の体力の向上と健康の増進を推進します。



ボールゲームフェスタ

市スポーツ協会

258万円

市スポーツ少年団本部

93万円

志布志ジョガー駅伝競走大会

26万円

B & G海洋クラブ

15万円

サッカーフェスティバル実行委員会

81万円

志布志大相撲後援会

32万円

(4) 生涯スポーツ推進事業

260万円

スポーツの振興や健康増進、体力向上等、生涯を通してスポーツに親しめる環境を整えるため、その活動の中心となる総合型地域スポーツクラブと連携し、各種教室やイベントを開催します。

2 スポーツ施設の充実と環境整備の推進

(1) 学校施設開放事業

32万円

市内の学校施設を開放して、社会教育団体の活動促進や社会教育の普及を図り、各地域でのスポーツ振興を推進します。

(2) 体育施設整備事業

3,180万円

① 有明野球場改修設計委託事業

2,750万円

② その他各施設の簡易修繕等

268万円

③ 公共施設予約システム運用事業

162万円



(3) 体育施設管理事業

1 億 1, 2 0 4 万円

体育施設の管理・運営を指定管理者に委託し、利用者の利便性、サービスの向上を図ります。

① 指定管理者により管理する施設

・城山総合公園の運動施設	2, 230 万円
・志布志運動公園の運動施設	4, 787 万円
・有明体育施設	2, 326 万円

② その他の施設

・尾野見地区運動広場環境美化業務	74 万円
・有明市民グラウンドトイレ清掃等管理	42 万円
・しおかぜ公園管理業務（光熱水費含む）	1, 745 万円

文化財管理グループ

【主な仕事】

文化財管理グループでは、地域文化の継承や、文化財の保存・活用を図るために、次のような事業を行っています。

○指定文化財

【事業内容】

1 文化財の指定

3 1 万円

貴重な文化財の新たな指定や保護・活用について、市地方文化財保護審議会では慎重に調査・審議し、後世に良好な状態で継承します。また、国・県・市指定文化財の指定についても推進します。

2 歴史のまちづくり推進事業

8, 3 2 0 万円

日本遺産に認定された「志布志麓」地区を中心として事業を推進し、志布志麓庭園の保存・活用を図るため、整備検討委員会を開催しながら、福山氏庭園主屋の公開活用を行うとともに、庭園の保存修理、主屋以外の建物の調査等も実施します。平山氏庭園の公有化と本来の姿である寺院庭園としての整備を推進し、天水氏庭園の活用も図ります。

志布志東部地区について「歴史的資源を活用した魅力ある観光まちづくり」を推進するため、歴史的建造物の活用を推進します。民間事業者による活用事業を採択し、市が所有する山中氏邸と木下氏邸を貸し付けることにより活用をはかります。歴史的建造物の活用を推進するとともに、地域経営・地域連携体制の整備を行います。



福山氏庭園開園式典



福山氏庭園主屋



山中氏邸



木下氏邸

3 維持管理事業

(1) 文化財施設

19万円

寄贈等を受けた民俗資料及び各種歴史資料の詳細調査を行い、良好な環境で保管・展示し、郷土の歴史を紹介します。

(2) 指定文化財

616万円

指定文化財の保存・活用を図るため、管内の国指定文化財等への管理（公開）助成や史跡名勝の維持管理を行います。

4 調査研究事業

16万円

指定候補文化財の国指定化・国登録化や、新たな指定文化財候補の発掘等を行うため、調査・研究を推進します。

5 普及啓発・伝承活動事業

616万円

文化財愛護思想の普及啓発を推進するため、史跡巡りバスツアー事業、文化財防火デーパトロール等の各種事業を展開します。地域に伝承されている民俗芸能を周知し、発表の機会を創出するため、第7回志布志市民俗芸能大会を開催します。

6 各種団体活動等助成事業

96万円

民俗芸能等保存会連絡協議会や志布志文化財愛護会に活動助成を行い、民俗芸能等の継承のための方策や地域の歴史遺産の保護に努めます。



志布志市民俗芸能大会



田之浦山宮神社夜神楽



山頭火の足跡をたどるバスツアー



文化財防火デー放水訓練

○埋蔵文化財

【事業内容】

1 埋蔵文化財の保護・管理事業

(1) 志布志城跡史跡公園保存整備事業

50万円

国の史跡である志布志城跡の維持管理を行います。

(2) 市内遺跡確認調査事業（国庫補助事業）

257万円

国指定名勝志布志麓庭園の整備事業に伴う平山氏庭園（石峯寺跡）と福山氏庭園（福山氏邸）の確認調査と調査報告書刊行に向けての整理作業を行います。

(3) 緊急確認調査事業

78万円

携帯電話無線基地建設や宅地造成、太陽光発電所建設などの民間開発行為に対応するため、緊急の試掘・確認調査を実施します。

(4) 保管資料管理・調査事業

520万円

市埋蔵文化財センターにおいて、市内の遺跡で見つかった資料の管理・整理を行います。未整理となっている中原遺跡（志布志町安楽）と夏井土光B・C遺跡（志布志町夏井）の整理作業を実施します。

2 市埋蔵文化財センター維持管理・企画展開催事業

251万円

市内の遺跡で見つかった文化財を保管・活用するために、市埋蔵文化財センターの維持管理を実施します。市内の文化・歴史遺産に触れ合う機会を創出し、その魅力を市内外に発信するために企画展を開催します。

3 普及啓発事業

市内で実施された発掘調査の成果について、出前講座を行います。



福山氏邸井戸跡検出状況



市埋蔵文化財センター企画展
（侍たちの落とし物）

○図書館グループ

【事業内容】

1 図書購入整備事業

606万円

市立図書館は、本館と5つの分館及び1台の移動図書館車で運営しています。市民が気軽に利用できる図書館を目指し、市民の読書活動を支援するため図書資料の充実や情報の提供に努めるとともに、移動図書館車による貸し出しの巡回サービスや、高齢者、障がい者、交通弱者等への宅配サービスの充実を図ります。

【市立図書館の構成】（蔵書冊数は年度末に実績確定）

志布志市立図書館本館 164,662冊 	志ふれあい交流館事業 
松山分館（やっちくふれあいセンター） 13,118冊 有明分館（有明地区公民館） 11,643冊 志布志分館（志布志地区公民館） 4,147冊 香月分館（香月地区公民館） 5,401冊 安楽分館（安楽地区公民館） 4,263冊 移動図書館車がんがらちゃん（しずえ号） 5,174冊	

2 図書館管理運営事業

1,492万円

図書館本館と5つの分館、移動図書館車は図書管理システムでつながっています。このシステムにより、各分館から蔵書確認や取り寄せなどの受付を行っています。また、「読書の通帳システム」を本館、松山分館、有明分館で運用しております。読書履歴管理に、お子さんの読書の成長記録に、ぜひこの通帳をご活用ください。

また、志ふれあい交流館では、定期的な“おはなし会”を行うなど、子どもから高齢者まで多くの方々が読書を通じた交流が図られるよう活用に努めます。



3 電子図書館運営事業

398万円

パソコンやスマートフォンに電子書籍を貸し出す、しずし電子図書館サービスの運営に取組み、いつでも・どこでも・誰でも利用できる環境の整備と利用者の多様な読書機会を確保し、利便性の向上と利用促進に努めます。



選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、執行機関から独立した機関で、4名の委員により構成されています。

【主な仕事】

- 選挙権及び被選挙権の資格調査に関すること
- 選挙人名簿の調製、異動処理、名簿の閲覧に関すること
- 各種選挙、最高裁判所裁判官国民審査、住民投票及び国民投票に関すること
- 選挙の啓発に関すること
- 直接請求に関すること

1 選挙管理委員会費 1,009万円

年に4回行われる選挙人名簿の定時登録に関する、委員報酬及び職員手当等の費用です。

2 選挙啓発費 21万円

「投票総参加」や「明るい選挙の推進」を目指し、あらゆる機会を通じて有権者の政治意識の向上に努めています。また、市明るい選挙推進協議会及び選挙管理委員会主催の選挙出前授業講座では、市内学校を対象に模擬選挙等を実施し、若者への選挙啓発活動に取り組んでいます。

3 執行選挙費 7,167万円

令和7年7月28日任期満了となる参議院議員選挙と令和8年2月11日任期満了となる市長及び市議会議員選挙の執行に関する人件費や投票管理システム業務委託、ポスター掲示板設置等の費用です。

一票が 大事な未来 作りだす

みんなで行こう。明るい選挙。

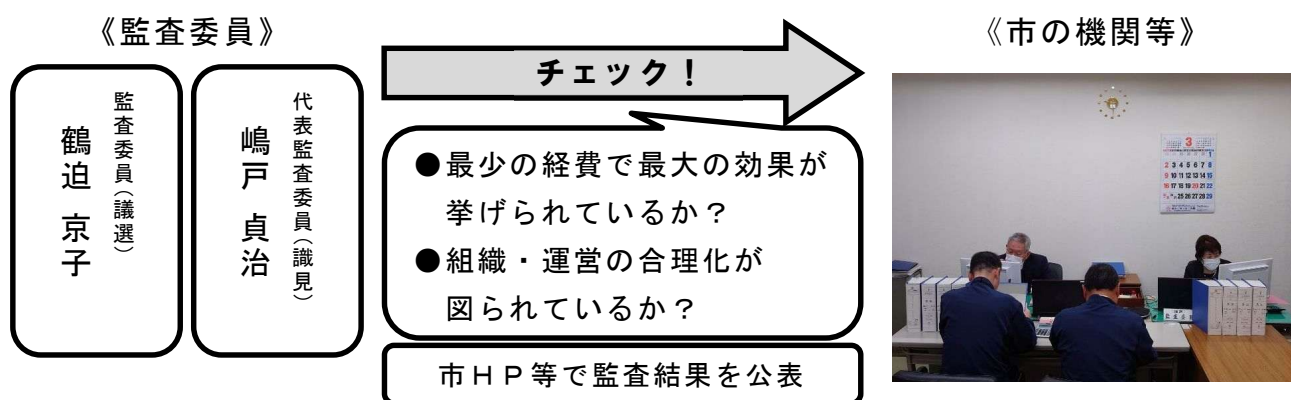




【主な仕事】

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するため、市長部局から独立した執行機関として位置づけられています。定数は2人で、識見を有する者（識見）1人、市議会議員のうちから選任される者（議選）1人です。加えて委員を補助する事務局職員で構成されている組織です。

監査とは、市の財務に関する事務（収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理等の事務）や経営に係る事業（水道事業等の収益性を有する事業）の管理の執行が、法令等に準じて適正に行われているのか、また、効果的、合理的、能率的に行われているのかを点検及び確認し、指摘や指導等を行うことによって、健全な市政運営と住民の福祉の増進が図られるよう貢献することです。



【事業内容】

1 監査委員費

307万円

(1) 定期監査

毎会計年度1回以上、課単位で、市の財務に関する事務の執行等について行う監査

(2) 財政援助団体等監査

市が補助金等により財政的援助を行っている財政援助団体、出資団体及び指定管理者を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行等について行う監査

(3) 例月出納検査

毎月定められた日に、会計管理者が保管する現金の出納について、残高及び計数の検証と現金の出納事務等について行う検査

(4) 決算審査

毎会計年度、市長から審査に付された一般会計や特別会計、公営企業会計の決算及び基金の運用状況について行う審査

(5) 財政健全化判断比率等の審査

一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の算定が正しく行われているかどうかについて行う審査

(6) その他の監査

行政監査や随時監査、議会・市長等の請求や要求に基づく監査等、また、市民から請求があった時に行う住民監査請求の監査等



事務局 474-1111（内線 222）
志布志分室 472-1111（内線 474）
松山分室 487-2111（内線 255）

農業委員 20 名

農地利用最適化推進委員 16 名

【主な仕事】

農業委員会は、毎月 1 回定例総会を開催し、農地法に基づいた、農地の権利移動や転用など、農業振興に関する内容を審議します。

委員の主な活動として、農地中間管理機構との連携も含めた担い手農家への農地の集積・集約化のほか、農地パトロール（利用状況調査）や「貸したい・借りたい総点検」による農地所有者の意向確認、農業者年金の加入推進等を行っています。

- 農地転用・権利移動の申請受理及び知事への進達
- 無断転用防止・農地パトロールの実施
- 遊休農地の解消（耕作放棄地解消）
- 農地の利用集積・流動化の促進（農地中間管理機構との連携）
- 担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動
- 農業者年金加入推進



【事業内容】

1 農業委員会活動

3, 884 万円

(1) 農地法第 3 条関係事務

農地の売買、贈与、貸借をされる際には、事前に農業委員会へ申請書を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。この許可があつてはじめて、名義変更の登記申請が可能となります。

農地の取得には、農地を全て効率的に使用して農業経営を行うこと、農作業に年間 150 日以上従事しているか等の要件があります。

なお、これまでは、農地取得に係る下限面積要件がありましたが、農地等の利用を促進する観点から撤廃されました。

(2) 農地法第 4 条・第 5 条関係事務

農地を耕作以外の目的で利用する場合、申請人が所有者本人か所有者以外かにより、農地法第 4 条もしくは第 5 条による農業委員会への申請が必要であり、無断転用については、厳しい罰則があります。受理された申請は、定例総会で審議し、県農業委員会ネットワーク機構の意見を付して県知事に進達（4 ha を超える場合、農林水産大臣との協議が必要）後、県の審議委員会で審議されるため、結果（許可・不許可）が確定するまで概ね 2 か月を要します。

また、農振農用地区域内農地での申請の場合、農業用施設（用途区分変更申請）以外での利用については、除外手続が別途必要です。



(3) 届出関係事務

農地法第4条において、2 a (200 m²) に満たない畜舎（放牧場含む）や堆肥舎、農機具倉庫などを建築する場合には、用途変更届が必要です。また、農地相続時における相続人の農業委員会に対する届出（農地法第3条の3）が義務付けられています。

これらの申請を受けて、許可証や標識を交付したり、各種証明事務を行ったりします。

(4) 農業者年金事務

農業者年金における新規加入や死亡届、各種変更等の手続きや相談について、農業委員会及び農協で行っています。

また、農業者年金を受給されている方は、毎年6月1日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、農業者年金受給権者現況届を提出することになっています。提出期限内に現況届を提出されなかった場合は、農業者年金の受給が遅れる又は、受給できなくなることがありますので、期限内の提出をお願いします。

(5) その他

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続登記が未実施であれば、土地の所有者が曖昧になり、農地の荒廃にも繋がります。農地を適正管理するためにも相続登記の申請をお願いします。

2 農地中間管理事業

1, 007万円

(1) 農地の集積・集約化

農地中間管理機構を通じて農地の貸借や売買を行うことで、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大及び新規就農者等の農地の効率的利用を促進し農業の生産向上を図ります。

3 農地保有合理化事業

216万円

(1) 農地パトロールの実施

農地法に基づき、管内農地の利用状況調査を年1回実施します。全ての農地を対象に、農地が適切に利用されているかどうか、遊休農地の把握、違反転用されていないか等を確認します。遊休農地化が確認された農地については、その所有者に対し実施する将来的な農地の利用意向確認のためアンケート調査への御協力をお願いします。

※遊休農地とは… 現在は何も作付けていないが、草刈等により直ちに耕作が可能な畑などのこと



※違反転用とは… 農地法の転用許可を受けずに農地を耕作以外の目的に使用していること

(2) 農地のあっせん活動

農地の利用集積を促進するため、担い手農家や認定農家に対する農地のあっせん活動を実施します。あっせん可能な農地は、農業振興地域内農用地で、境界が明確であり、相手方が決まっていない等、基準がありますので、まずは農業委員会にご相談下さい。

【水道事業会計】

本市水道事業は、安全・安心な水の供給に努めています。更に良質な水の安定供給のため、水道施設の改修や漏水対策として老朽管の布設替えを進めています。

また、利用者数・使用水量ともに年々減少傾向となっており、経営環境が厳しくなると予想されますので、施設等の有効利用を図りながら経費削減に努めています。

令和7年度は、業務予定量として給水戸数 16,300 戸、年間給水量 5,061,300 m³、1日平均給水量 13,866 m³を予定しています。

【予算内容】**1 収益的支出 5億6,690万円**

いつでも安心して水道を使っていただけるように、各家庭や各事業所などに水を送り届けるために必要な経費で、修繕費・動力費・人件費などが主なものです。

2 資本的支出 3億8,555万円

水源地や配水池等の施設の新設・改良及び水道管の布設に要する費用です。

○水道事業グループ**【総務担当】****■ 水道事業の予算書・決算書作成、会計に関する事務、契約に関する事務****(1) 予算書・決算書作成**

水道事業の1年間の収入支出の計画を立てるために予算書を作成しています。また1年間の成果と財政状況を明らかにするために決算書を作成しています。

(2) 会計に関する事務

収入支出伝票を作成し、金銭出納簿などの各種帳簿に記帳し、収納や支払いの事務を行っています。

(3) 契約に関する事務

各種工事や物品購入に関する契約手続き事務を行っています。

【業務担当】**■ 検針事務（料金算定）、納付書（督促状）送付・徴収・滞納整理事務、納入相談及び給水停止処分事務、開始・中止業務、水道メーター管理事務****(1) 検針委託事務（料金算定）**

検針員が各戸へ訪問し、水道メーターを検針する業務を委託しています。委託業者から提出されたデータをシステムに取り込むとともに、漏水なども確認しながら、水道料金を算定する事務を行っています。

(2) 納付書（督促状）の送付・徴収・滞納整理事務、納入相談及び給水停止処分事務

納付書、督促状を毎月送付しています。未納状態で生活困窮の方などの納入相談も受け付けていますが、それでも納入されない方に対しては給水停止処分も行っています。

(3) 開始・中止業務

引っ越しなどで給水を開始・中止する方に対して、現地に職員が出向き、それぞれの業務を行っています。その際、開始手数料の受取も実施しています。

(4) 水道メーター管理事務

新設などで必要となる水道メーターを購入するとともに、8年の有効期限（検定満期）である水道メーターの取替えも毎月行っています。

【工務担当】

■ 水道施設の維持管理、水道水の水質検査、給水装置工事の受付検査、水道施設の新設改良工事に関する事務

(1) 水道施設の維持管理

水源地 19 か所、配水池 25 か所、加圧施設 13 か所、中継ポンプ施設 1 か所の点検・維持管理を行っています。

(2) 水道水の水質検査

原水 22 か所、浄水 19 か所について月 1 回、水質検査を行っています。

(3) 給水装置工事の受付、検査

安全に水道水の供給を確保してもらうため、給水装置工事の申請に伴い、審査及び検査を行います。

(4) 水道施設の新設改良工事

令和 7 年度の主な施設整備は、平山配水池築造工事や老朽管更新工事、道路改良工事に伴う水道管布設替工事などで、2 億 3 千万円を予定しています。



水道施設監視システムにより各水源地・配水池の異常などを常に監視



新たに布設した水道管

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。更に令和元年10月1日から消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられ、社会保障財源化分が増加します。

令和7年度志布志市一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

事業名		7年度 当初 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	生活保護扶助費給付事業	514,850	396,637		2,826	98,240	17,147
	子ども医療費助成事業	111,694	15,541		96,153	0	0
	保育所運営事業	1,769,327	1,249,186		520,141	0	0
	重度心身障害者医療費助成事業	70,383	35,191			29,962	5,230
	特別障害者手当等支給事業	12,220	9,103			2,654	463
	重層的支援体制整備事業	109,881	51,869		17,992	34,073	5,947
社会保険	保養所・はり、きゅう等助成事業	41,410			23,935	14,878	2,597
保健衛生	救急医療体制整備事業	40,254	9,979			25,776	4,499
	予防接種等事業	92,378	3,794			75,420	13,164
	母子保健事業	28,718			28,718	0	0
	健康診査事業	67,256	908		8,801	48,996	8,551
合計		2,858,371	1,772,208	0	698,566	330,000	57,597

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

330,000 千円

※地方消費税交付金の100分の55.0に相当する額とする。

